

令和3年第7回上里町議会定例会会議録第1号

令和3年12月3日（金曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 （町長提出議案第54号）上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 （町長提出議案第55号）上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 （町長提出議案第56号）上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 （町長提出議案第57号）上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第11 （町長提出議案第58号）上里町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 （町長提出議案第59号）上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 （町長提出議案第60号）上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 （町長提出議案第61号）上里町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 （町長提出議案第62号）上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 （町長提出議案第63号）上里町森林環境譲与税基金条例について
- 日程第17 （町長提出議案第64号）上里町公の施設の指定管理者の指定について

- 日程第 1 8 (町長提出議案第 6 5 号) 令和 3 年度上里町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 日程第 1 9 (町長提出議案第 6 6 号) 令和 3 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 2 0 (町長提出議案第 6 7 号) 令和 3 年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 2 1 議員の派遣について
- 日程第 2 2 (町長提出議案第 6 8 号) 令和 3 年度上里町一般会計補正予算 (第 8 号) について
- 日程第 2 3 (意見書第 2 0 号) 石炭火力発電所の廃止を求める意見書 (案) について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
-

出席議員 (14 人)

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	8 番 植 原 育 雄 君
9 番 植 井 敏 夫 君	10 番 高 橋 正 行 君
11 番 納 谷 克 俊 君	12 番 沓 澤 幸 子 君
13 番 高 橋 仁 君	14 番 新 井 實 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	江原洋一君
教育長	埴岡正人君	総務課長	山田隆君
総合政策課長	豊田貴志君	税務課長	須長正実君
くらし安全課長	間々田亮君	町民福祉課長	亀田真司君
子育て共生課長	飯塚郁代君	健康保険課長	及川慶一君
高齢者いきいき課長	間々田由美君	まち整備課長	相馬伸太郎君
産業振興課長	山下容二君	上下水道課長	根岸利夫君
学校教育課長	望月誠君	学校教育指導室長	福島実君
生涯学習課長	金井憲寿君	会計課長	小暮伸俊君

事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 係長 飯塚剛

◎開会・開議

午前9時01分開会・開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第7回上里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（猪岡 壽君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番齊藤崇議員、8番植原育雄議員、9番植井敏夫議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました今期定例会の会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、新井實議員。

〔議会運営委員会委員長 新井 實君発言〕

○議会運営委員会委員長（新井 實君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員長の新井實でございます。

前期9月定例会におきまして、審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る11月17日水曜日、議会運営委員会を開催し慎重審議しましたので、その結果を報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期定例会における一般質問は、9名の議員から通告が出されており、質問の通告時間は5時間40分であり、答弁時間を含めるとおおむね9時間50分程度になると見込まれます。

なお、一般質問は、本日と6日（月曜日）の2日間となり、本日が4名、6日が5名の割り振りとなりました。

次に、町長提出議案については、条例の一部改正が9件、条例の新規制定が1件、指定管理者の指定が1件、補正予算については一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の3件で、これらを合計いたしますと14件の提出議案であります。

なお、会期中に追加議案の提出がある旨の報告を受けております。

また、今期定例会に提出された請願・陳情はありませんでした。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、配付してあります会期日程表のとおり、本日3日から10日までの8日間といたしたところでございます。

以上で、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果報告といたします。

慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月10日までの8日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

◇

◎日程第4 町長の行政報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

年の瀬の12月に入り、寒さも日々厳しさを増し、体調管理に気を使う季節となりました。

本日ここに、令和3年第7回上里町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用の中、御健勝にて御参集を賜り、町政の重要課題につきまして御審議をいただきますことに対しまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関しての町の状況を御報告させていただきます。

埼玉県を含む19都道府県を対象とした緊急事態宣言が解除され、約2か月が経過しました。ワクチン接種の進展や、皆様一人一人の感染防止の取組等により、全国の新規陽性者数の発生は減少を続け、医療提供体制の逼迫した状況も改善されてきております。

町内では、9月26日以降昨日まで、67日間連続で新規の陽性者は確認されておらず、感染状況は落ち着いております。こうした状況は、ワクチンの接種率に加え、町民の皆様、事業者の

皆様が、あらゆる場面において感染拡大防止のための基本対策にしっかり取り組んでいただいている成果であり、改めて心から感謝申し上げます。

国は、全国的なワクチン接種の進展等を踏まえ、これまで感染拡大防止対策として講じてきた飲食、イベント、移動に関する行動制限について、緩和する方針を決定いたしました。

今後、全国的に社会経済活動の制限緩和が見込まれる中、本町におきましても、町内公共施設の利用時間の制限解除や町主催イベント等について、順次、感染症対策を講じながら再開を進めてまいります。

しかしながら、新たな変異株「オミクロン株」の感染者が我が国でも確認され、こうした流れが足踏みを余儀なくされることも非常に懸念されております。

私としましては、事態の推移を注視するとともに、町民の皆様方におかれては、基本的な感染予防等を心がけていただき、感染再拡大の防止に向け、引き続き御協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について御報告させていただきます。

現在、本町の1回、2回目のワクチン接種は順調に進んでおり、全対象者のうち8割以上の方が2回目の接種を終え、埼玉県の平均接種率を上回る状況となっております。

新たに12歳になる方、また、何らかの理由でまだ予約できていなかった方に対しては、予約可能な会場を、町ホームページやコールセンターで引き続き御案内してまいります。

間もなく第3回目のワクチン接種のための手続を開始いたしますが、円滑な接種に向けて、本庄市児玉郡医師会、町内医療機関の先生方と連携しながら準備を進めてまいりますので、どうか皆さま方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

ここで、改めまして、通常診療があるにもかかわらず、ワクチン接種に御協力いただいております本庄市児玉郡医師会、町内医療機関の先生方に深く感謝申し上げます次第でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の町独自の支援策について御報告させていただきます。

9月定例会において補正予算案を御議決いただきました感染拡大により売上げが減少した町内の商工業者に交付する商工業者応援給付金事業につきましては、11月末時点で93件、販路の縮小や市場価格の低迷等により売上げが減少した町内の農業者に対して応援給付金を交付する町内農業担い手応援給付金事業につきましては、3件の給付を実施しております。

なお、その他の事業につきましても、迅速かつ適切な実施を進めております。

さて、本定例会には、条例改正といたしまして、上里町税条例の一部を改正する条例など条例の一部改正等が9件、新規条例として上里町森林環境譲与税基金条例、指定管理者の指定が1件、令和3年度一般会計補正予算をはじめとした補正予算案3件を提出議案とさせていただきます。

これらの提出議案につきまして、慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお

願ひ申し上げます。

続きまして、9月定例議会以降におきます主な行政報告及び行事等について報告させていただきます。

10月の1か月間、新しいスポーツの形として、町民の皆様の運動不足の解消等に役立てるため、上里町として参加した「オクトーバー・ラン&ウォーク2021」自治体対抗戦につきましては、ウォーキング部門・ランニング部門合わせて、全国から14万9,056人が参加し、自治体対抗戦には345自治体が参加いたしました。その中で、上里町は、ウォーキング部門の参加住民全員の累計歩数で110位、ランニング部門では、参加者1人当たりの平均距離が7位という結果となりました。

10月13日、百歳高齢者祝い状伝達式が行われました。対象者14名のうち、当日は9名の方に、内閣総理大臣からの祝状及び記念品を伝達しました。

11月3日、上里町町制施行50周年記念式典が挙行されました。特別表彰、一般表彰が行われ、長年にわたり様々な分野で町の発展に御尽力いただいた55名、1団体が表彰されました。また、前町長の関根孝道氏の上里町名誉町民授与式が執り行われたほか、町制施行50周年記念動画の上映、上里中学校・上里北中学校吹奏楽部の演奏や日本女子体育大学チアリーディング部の演技が披露されるなど、会場は大いに盛り上がりました。

11月14日、第51回上里町消防団特別点検が行われました。昨年に引き続き、規模を縮小しての開催となりましたが、火災シーズンを前に、消防設備の整備の万全を期すために行われました。

12月1日から14日まで、冬の交通事故防止運動の期間になっております。交通事故の多発が懸念される年末年始に向け、関係機関と協力しながら、交通事故防止の啓発に努めてまいります。

1年半を超える長期にわたり、感染症の脅威に直面してきた我々は、共に手を携え、押し寄せる一つ一つの波を乗り越えてまいりました。再び感染拡大の脅威とされるオミクロン株についても危惧される中、今後も感染再拡大防止と社会経済活動の両立に向け、また、ワクチン接種の推進など、全力を尽くしてまいりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上をもちまして、本定例議会における行政報告といたします。

今後とも町政の推進に当たりましては、議会議員の皆様のお指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 以上で町長の行政報告を終わります。

◇

◎日程第5 諸報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、受理した請願及び陳情はありません。

次に、郵送で提出されました母が中国で不法に逮捕されている件に関する要望、及びウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い、以上2件については、参考にその写しを配付しておきましたので、御了承願います。

次に、規則等の制定及び一部改正が報告事項として提出がありましたので、配付しておきました。御了承願います。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。議員はそのままでお待ちください。

午前 9時17分休憩

午前 9時18分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第6 一般質問について

○議長（猪岡 壽君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い、発言を許可いたします。

5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 議席番号5番仲井静子です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回の一般質問は、ヤングケアラーへの支援についてと孤立・孤独対策について、2点でございます。よろしくお願いいたします。

ヤングケアラー（幼き介護者）への支援について。

「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことはありますか。ヤングケアラーとは幼き介護者と訳され、家族に病気や障害などがあり、家族の介護や家事を、学業や仕事をしながら日常的に行っている18歳未満の介護者のことです。

このヤングケアラーについて、厚生労働省と文部科学省が昨年12月から今年1月にかけて、全国の公立中学校と高校から抽出して実態を調べ、3月に入り、国のプロジェクトチームの会合で調査結果が公表されました。

「世話をしている家族がいる」という生徒の割合は、中学生が5.7%で、およそ17人に1人、全日制の高校生の生徒が4.1%で、およそ24人に1人という調査結果でした。

生徒に対する質問では、「世話をする家族がいる」と答えた中学生、高校生は、平均で1日4時間程度を費やしていて、1日7時間以上も家族の世話をしている生徒も1割余りいました。

6割以上の子どもが、「誰にも相談したことがない」と答えています。病気や障害がある家族の世話のために時間を取られ、疲れ果てて学業に支障を来し、学校に通う意欲も失って、希望する進学や就職にも影響が出ている子どもも少なくありません。

ヤングケアラーは、周囲に非常に見えにくく、潜在化しやすいという特徴があり、その原因として、ケアを担っている本人たちにとっては手伝い感覚で、日常そのもののことで負担に感じていないためです。

また、もう一つの要因は、周囲の無理解です。ヤングケアラーという考え方自体がまだ認知されていませんし、家族の面倒を見るのは当たり前といった固定観念があるためです。

さらに、本人からすれば、家族内のことは他人に知られたくないという思いがあり、また、周囲の人たちにとっては、他人の家族の事情に立ち入ることはデリケートな問題であるとの意識が、実態を潜在化しやすくする要因の一つと考えられ、それぞれの現場で丁寧に声を拾い上げ、対応することが欠かせないと思います。

調査の際に、ヤングケアラーについて、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていない子どもと定義されています。

このヤングケアラーに対して、厚生労働省と文部科学省のプロジェクトチームが報告書にまとめ、今後取り組むべき支援策として3点を上げています。

1点目は、該当すべき子どもを早く見つけ出すこと。

国では、自治体による実態調査とともに、学校や医療、福祉、子ども食堂といった場面での把握を推奨しています。

2点目は、支援策の推進です。

支援の中身は家族によって異なりますが、子どもが話せる環境を整え、子どもに寄り添って、抱える不安に耳を傾け、一緒に解決策を考える仕組みが必要です。

3点目は、ヤングケアラーの社会的認知度を上げることです。

県では2020年10月にアンケート調査を実施したところ、認知度は僅か16%程度でした。ケア

ラー自体が知られていないため必要な支援が届かない可能性があるため、認知度の向上が不可欠です。

国では、来年度から3年間を集中取組期間として、中高生の認知度5割を目指すとしています。また、県では、全国初となるケアラー月間を先月の11月に創設し、2020年3月にはケアラー支援条例を施行し、ケアラーのことを知ってもらい、支援に対する理解と協力の輪を広げ、ケアラーが孤立することのない社会の実現のためです。

通学しながら家族の介護や世話をする子ども（ヤングケアラー）に関連して、さいたま市教育委員会は今年6月、さいたま市立の中学生と高校生合わせて3万4,606人を対象に、記名式で実態調査を行い、その結果を27日に公表しました。それによりますと、中学生は全体の4.51%に当たる1,273人、そして高校生は0.69%の14人が、それぞれ「世話をしている家族がいる」と回答しています。

この結果を受けて、さいたま市教育委員会は、「世話をしている家族がいる」と回答した生徒本人の了承を得て、現在、担任が面談を行っていることを明らかにし、そして今後、学習面の支援や心理的なケアを行うほか、学校で対応し切れないことは複数の部局が連携して、支援を進めることにしています。

入間市では、市内の小中学生ら約1万人を対象に実態調査を行った結果、小学生5.7%の141人、中学生4.1%の71人が該当していました。

さいたま市教育委員会の細田真由美教育長は、「必要な子どもに必要な支援が届くことが大切で、学校でできることはすぐにでも実行していきたい」と話しています。

また、山本厚生労働副大臣は、国のプロジェクトチームの会合で、「調査結果に衝撃を受けた。子どもらしい生活を送れず、誰にも相談できずに独りで耐えていることを想像すると、胸が締めつけられる思いになる。これまで、ヤングケアラーに着目した対策を打たなかったことは悔やまれるが、今後、即効性のある対策を急ピッチで検討したい」と述べています。

町では、ヤングケアラーの実態についてどこまで把握しているのでしょうか。また、今後、その実態をどのように把握し、どのような支援を行っていくのでしょうか。町でも早急に取り組むべき課題と考えますが、町長のお考えをお聞きします。

介護は長時間にわたり継続されます。このコロナ禍での介護は、一層困難な状況にあるのではないかと推測します。この子どもたちへの支援の手を早く差し伸べていただきたいと思います。

もちろん、介護を担うことで多くのことを学び、家族との結びつきを強く感じたりすることもあるでしょう。しかし、一方、役割や責任がその年齢にとって負担が大き過ぎる場合もあります。同世代からの孤立、勉強、クラブ活動、就活、就職など、その年代ですべき経験ができ

ないことで、心身の発達や人間関係、社会生活、家庭生活、人生設計に甚大な影響を及ぼすことになると思います。これは、大きな社会問題です。

町は、今回の国の調査報告、支援策をどのように受け止めたのか、町長と教育長にお尋ねします。

次に、孤独・孤立対策について。

新型コロナ感染症が拡大する中で、仕事が減って経済的に厳しくなり、精神的な不安や悩みを持つ人が多くなっています。人との接触が制限される中で、友達との交流もなくなって、独りで悩みを抱えて孤立してしまい、自ら命を絶ってしまう人が増えてきたため、本格的な対策が必要となり、国は孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するため、初めて担当大臣を置き、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置し、政府一体となった取組を始めました。

少子高齢化や未婚率の上昇に伴い単身世帯が増加し、また、地域のつながりが希薄化する中、地域から孤立し、死亡後相当期間放置される、いわゆる高齢者等の孤独死の懸念も高まっています。

国の自殺者数は、2010年以降減少傾向でしたが、2020年の自殺者数は前年に比べ912人増の2万1,081人で、11年ぶりに増加しています。男性は減少していますが、女性は1,000人近く増えていて、小中学生や高校生の自殺者も1980年以降で最多となり、小学生は7人、中学生は103人、高校生は305人で、そのうち女子高校生は131人と倍増しています。

自殺者が置かれた状況では、家庭不和や精神障害、進路問題や父母らの叱責があったことが目立っていますが、SNSによる誹謗中傷などが自殺者増加の要因となっていると思われます。

新型コロナ感染症が蔓延する中で、感染予防と孤独・孤立対策の両立は非常に難しいですが、両方とも人の命を守る施策として重要なことと思います。

孤独・孤立問題の対応には、行政と民間が協力し、本人が相談を申し込まなくても、困っている人を探し出して、積極的に声をかけていくといった支援が必要だと思えますが、この問題について、町では上里町自殺対策計画「誰も自殺に追い込まれることのない上里町」の実現を目指していますが、どのように考え、どのように取り組んでいるのか。また、特に社会問題化している高齢者について、孤立死防止の観点から、今後どのような対策を講じられるのか、お伺いします。

孤独・孤立の対策について、妊娠、出産、子育て期には、手厚い支援体制を整えていますか。児童・生徒に、道徳や保健の時間にSOSの出し方に関する教育を実施していますか。

自殺やいじめ対策として、児童・生徒の悩みや困り事を把握するため、教職員による相談やアンケート調査、スクールカウンセラーなどによる定期的な相談を実施していますか。

家庭に関わる問題に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣し、外部の関係機関につなげ、

早期解決を図っていますか。

ひきこもり状態にある者やその家族等への相談支援も実施していますか。

町では、悩みを抱える人が孤立しないよう、周りにいる人のSOSのサインに気づき、傾聴し、必要に応じて専門の相談機関へつなげるゲートキーパー養成講座を実施したり、また、緊急通報システム設置事業は、独り暮らしの高齢者で急な発作のおそれがあるか、慢性疾患等により日常生活に常時注意を要する人や独り暮らしの重度身体障害者などの条件付きの対応となっています。

国は今年度、全世帯を対象に孤独・孤立実態調査を実施すると言っていますが、町民福祉課、学校教育課、保健センター、高齢者いきいき課を中心に、切れ目のない孤独・孤立問題への適切な支援に努めていただきたいと思います。町長、教育長のお考えをお聞きします。

誰にも相談できなく独りで悩んでいる人に、寄り添った取組を今後ともよろしく願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、仲井議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、ヤングケアラー（幼き介護者）への支援についてのお尋ねのうち、①該当すべき子どもの把握についての御質問にお答え申し上げます。

18歳未満のヤングケアラーは、学校に通い、教育を受け、友人と交流する重要な時期に、家族や家庭内のケアを担っていると言われており、過度な負担により自分自身の生活に支障を来しているケースもあるようでございます。

しかしながら、ヤングケアラーがどの程度存在するのか、生活の中でどの程度のケアを担っているのか、どのような悩みを抱えているのかについて、正確には明らかになっていないようでございます。

そのような状況の中、埼玉県では昨年度、全国で初めて県内の高校2年生を対象に、埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査を行っており、その調査結果によりますと、「自身がヤングケアラーである」または「過去にそうであった」と回答した者の割合は、全体の4.1%に上ったようでございます。

町では、現時点において実態の把握はできておりませんが、民生・児童委員や障害福祉サービスの計画相談支援事業所、介護支援専門員、訪問系のサービス事業者、地域包括支援センターの職員は、障害をお持ちの方や高齢者のいる御家庭を訪問し支援を行っていることから、ヤ

ングケアラーの存在に気づく立場になり得る場合がありますので、そのようなとき、子どもが家庭のケアを担うことで学校や日常生活に支障を来すような状態になっていないかという視点で子どもの状態を把握することが、早期発見につながると捉えております。

社会問題となっているヤングケアラーの課題解決には、まず現状を正確に把握した上で、適正に対応することが必要であると考えております。

国や県が実施した調査により、ヤングケアラーの実態は徐々に明らかになってまいりましたが、上里町に存在する真に支援が必要な児童や生徒の対応をするためには、より具体的な実態を把握する必要があります。教育現場での実態把握については、教育長から答弁させていただきます。

続きまして、②支援策の推進についての御質問にお答え申し上げます。

一口にヤングケアラーと言っても、ケアをしている理由や負担感は様々です。中には、ケアを一緒に担っている人がいない場合や、自身の生活や健康にまで影響が出ている場合もあります。

ケアラーの身の回りで起こる問題の多くは、ケアラーが孤立することによって起こっているようであります。ヤングケアラーの場合は、自身の置かれている状況を当たり前と考えてしまい、ヤングケアラーであるという認識を持たず、自覚のないまま問題が複雑かつ困難になっていくことが考えられます。

埼玉県が行った実態調査によると、ヤングケアラー自身があっという間と思うサポートについて、「信頼して見守ってくれる大人がいること」が14.5%、「家族の病状が悪化するなど困ったときに相談できるスタッフや場所」が17.5%であったことから、見守ってくれること、相談できる体制があることが、ヤングケアラーにとって重要なサポートになると考えられます。

しかし、ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことができていないのが現状でございます。

町では今後、社会的認知度の向上や実態の把握に努めてまいりますが、実際にヤングケアラーの存在が把握された場合には、家庭内のデリケートな部分を多く含んでいると考えられるため、まずはヤングケアラーに関わる人から状況を確認し、本人の意向を踏まえ、丁寧に相談を進めてまいります。

その後、支援ニーズを特定するアセスメントを行い、介護等のサービスが必要な状態である場合には、関係機関と連携し、適切なサービスにつなげるなど必要な支援をしてまいります。

ヤングケアラーの支援については、地域における相談体制も重要と考えております。町といたしましては、まず今年度中に地域で活動されている民生・児童委員に対し説明会を開催し、ヤングケアラーについての理解を深めていきたいと考えております。

また、生活困窮者への食事支援、学習支援や食育、大人と子どもの交流を通じた生活支援な

どを行う子ども食堂は、子どもたちにとって身近な相談場所であると認識しておりますので、現在、1か所のみの実施にとどまっておりますが、今後、町内全域に拡充できるよう取り組んでまいります。

ヤングケアラーについては、徐々にその実態が明らかにされているところであり、その詳細について把握はできておりませんが、中には多岐にわたる問題を抱えていることも考えられることから、関係各課、関係機関と連携しながら、適切に支援してまいりたいと考えております。

続きまして、③社会認知度を上げることについての御質問にお答え申し上げます。

ヤングケアラーの大きな問題として、ヤングケアラーに関する認知が進んでいないことが課題と捉えております。埼玉県が実施した実態調査の中で、ヤングケアラーを「知らない」と答えた人は、全体の約84%に上りました。

周知に当たっては、周りの大人に対してはもちろんですが、子ども自身への周知も重要であると考えております。

ヤングケアラーとなる子どもは、家事や家族の介護などを行うのが当たり前で、手伝いとケアラーの違いが分からない、ケアラーの認知がない、家族から口止めされることで声を上げられない、自身の抱える困難を隠し気づかれないようにしている等、課題が顕在化しづらい状況にあると考えられています。

同じく埼玉県の実態調査の中で、ヤングケアラーがケアしている頻度は、「毎日」が35.3%と最も多く、生活への影響については、「勉強時間が取れない」「自分の時間が取れない」等が上げられました。

ヤングケアラーとなった子どもたちが成長する上で大切な時期に、勉強や部活動、友人と遊ぶ時間を家事や家族の介護によって奪われることで、進学や夢を諦めたり、友人関係をうまく築けなかったりして、生涯にわたって不利益を被ることが非常に懸念されております。

このような状況の中、国は、2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催を通じて、社会全体の認知度を調査し、当面は中高生の認知度5割を目指しています。

ヤングケアラーが抱える課題については、顕在化しづらい傾向があるため、町といたしましては、社会的認知度を高め、理解を深めることが課題解決への糸口であると考え、地域で活動されている民生・児童委員に対し、今年度中に説明会を開催し、ヤングケアラーに対する理解を深めていただくとともに、町民の皆様に対しても、国の認知度向上集中取組期間に合わせて、来年度早々に広報やホームページ等で周知を行いたいと考えております。

なお、ヤングケアラーの認知度向上についての教育現場での取組は、教育長から答弁させていただきます。

次に、2、孤立・孤独対策について、①高齢者の見守り、孤立死防止の取組について、お答えを申し上げます。

高齢化により高齢者の単身世帯が増えており、地域のつながりの希薄化により自宅で亡くなる孤立死も年々増加している状況にあることは認識しております。

住民基本台帳によりますと、町内の高齢者単身世帯は、令和2年には1,968人おり、1年前の1,855人と比べ113人増加しています。

このような状況の中、町では、誰にもみとられずに亡くなる孤立死を未然に防ぐため、高齢者の異変に気づくよう定期的な見守りや安否確認サービスを実施しています。

今年度の新たな取組として、高齢者見守りネットワーク会議において、認知症や独居高齢者を対象とした緊急時に備える見守りキーホルダー事業の登録者情報を町と本庄警察署及び児玉郡市広域消防本部で共有し、高齢者の異変に対し迅速な対応が取れるよう体制を構築したところでございます。

また、病気により常時注意を要する方には、緊急通報システムを設置し、自分で食事の支度をすることが困難な方には配食見守りサービスを提供するなど、事業を通じた見守りも実施しております。

しかしながら、個別要件のある行政サービスのみでは、孤立する全ての高齢者への支援は十分であるとは言い難く、高齢者により身近な地域での見守りの目を増やすことが重要と考えております。

これからは、高齢者本人の異変やいつもと違う家の様子を、町民の皆様から町にお知らせいただけるシステムを来年2月の広報紙で周知し、町民一人一人の相互扶助の意識を醸成し、高齢者が安心して暮らしていける地域づくりに努めてまいります。

そして、上里町社会福祉協議会と連携して高齢者の見守り活動を推進し、孤立死防止に取り組んでまいります。

次の②、③については、教育長より答弁いたさせます。

続きまして、2、孤立・孤独対策についての④ひきこもり状態にある者やその家族等への相談支援についてのご質問にお答え申し上げます。

現在、日本におけるひきこもり者数については、100万人を超えると推計されております。また、ひきこもりについては長期化の傾向があることから、8050問題や親亡き後のひきこもり問題、地域からの孤立や孤独死などにつながる社会的な問題であり、当町においても、その解決に向け取り組むべき重要な課題であると考えております。

また、ひきこもりについては、当人だけではなく、その御家族に対しての心のケアを含めた支援も重要であると考えます。

過日、町内にて開催された「上里町のひきこもりを考える集い」にて、ひきこもりの家族を持つ方のお話を聞く機会がありました。そこでは、ひきこもりの家族を持つ方が、その問題とどのように向き合い、どれだけの御苦労なさってきたか、また、独りでその問題を抱え込むのではなく、親の会などの集まりで互いの苦しさを分かち合い、共有することが、いかに助けとなったかを知ることができました。

ひきこもりの状態にある方と日々接し、思い悩み、また、一番の理解者であるのはその家族であります。ひきこもりの状態にある方とその家族が円滑なコミュニケーションを築けるよう、御家族の悩みや苦しみを和らげることは町が実施する支援の第一歩であり、ひいてはひきこもり問題への解決へとつながるものと考えております。

そのためには、町として、ひきこもり状態にある方やその家族から相談があった際には、その抱えている課題に応じて、役場関係各課や本庄保健所、社会福祉協議会等と連携の上、継続した支援を行うとともに、安心して悩みを話し合える場所があることを、より多くの方に知っていただくことが重要であると考えております。

集いの輪を大きく広げ、独りで悩む方がいなくなるよう、ひきこもりの家族の会などへの会場の提供、また、その活動の周知に努めてまいりたいと思います。

続きまして、⑤妊娠、出産、子育て期には、手厚い支援についての御質問にお答え申し上げます。

町が令和元年度から開設した子育て世代包括支援センターでは、子育て共生課と保健センターが連携し、保育士の資格を持った利用者支援専門員、保健師が中心となり、妊娠、出産、子育て期まで切れ目なく支援することを目指しています。

保健センターでは、母子保健サービスを行っており、妊娠期では、母子健康手帳の交付の際に聞き取りを行い、必要に応じた支援を行っています。その後も、出産前に電話や手紙などで各種相談に応じています。

出産後は、赤ちゃん訪問の際に、日本版エジンバラ産後うつ病質問票等を用いて、産後鬱の予防や早期発見など、母親のメンタルヘルスや育児支援に努めています。また、産前産後サポート事業として、ベビーマッサージ・ベビーヨガ講座を実施する中で、子育てに関する悩みなどの相談も行い、家庭や地域での孤立感の解消を図っています。

今年度からは、出産後の体調不良や育児不安等のある産婦を対象に産後ケア事業も実施し、心身のケアや育児のサポート等を行っております。このほか、乳幼児健診においても、お子さんだけでなく、家族も含めた支援も行っております。乳児健診においては、利用者支援専門員も協力し、保護者が相談しやすい関係づくりに努めております。

子育て共生課では、子育てに関する相談、助言や、教育・保育施設や地域の子育て支援事業

等の情報提供を行い、必要に応じては関係機関との連絡調整を行っております。相談件数も年々増えており、令和2年度は延べ214件の相談がありました。保護者の方々が独りで不安や悩みを抱えないよう、今年度は新たに「子育て応援ガイド」を町独自で作成しました。

また、各児童館等でも子育て支援事業、悩み相談等を行っており、子育て中の保護者が孤立感を抱くことなく楽しく育児ができるよう、各種事業を実施しております。

このように、子育て共生課と保健センターで役割分担をしつつも、安心して出産、子育てができるよう、必要な知識が不足していたり、周囲から協力を得られない方や家庭環境が複雑な方など、支援の必要な妊産婦のケース会議を実施しております。また、必要に応じて随時情報共有を行い、虐待や育児放棄などが疑われる場合など、状況によりそれぞれの担当職員が相談を受けるなど、切れ目ない支援を行ってまいります。

来年度からは、子育て家庭、要支援児童等の支援業務を行う子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て世代包括支援センターと連携しながら、様々な支援が必要な子どもや家庭に対し積極的に支援、指導を行ってまいります。

今後も、育児に不安を抱えている子育て世代に、孤立・孤独を感じさせないような、相談者に寄り添い、子育て支援策の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） おはようございます。

仲井静子議員の質問に順次お答えを申し上げます。

まず1番、ヤングケアラーの支援についての御質問のうち、①該当すべき子どもの把握についてでございます。

議員御指摘のヤングケアラーについての調査については、文部科学省、県教育局人権教育課からの調査結果の通知があり、承知しております。

今年度9月には、さいたま市でも中学校、高等学校の生徒を対象としたヤングケアラーの実態に関するアンケート調査の結果を公表しております。

ヤングケアラーの中でも、特に学校生活等に支障を来しているヤングケアラーへの支援が必要です。しかし、ヤングケアラーについては、支援が必要であっても表面化しにくい特徴があり、ヤングケアラー本人や周囲の大人が家の手伝いとして当然であると、世話を当たり前であると判断し、過度な負担により子どもの日常生活や学業等に影響が出ていることに気がつかず、必要な支援につながらない場合が問題であると捉えております。

議員御指摘のとおり、該当する子どもを早期に見つけ出し、丁寧に声を拾い上げ、対応することが欠かせないと考えます。

学校の教職員は、子どもと接する時間が長く、日々の変化に気がつきやすいことから、ネグレクト等の虐待をはじめとし、ヤングケアラーについても早期に発見しやすい立場にあります。

現在、学校教育現場では、小学校の学級担任は児童の健康状態、顔色、服装の乱れ、遅刻・欠席、忘れ物、学習意欲などを把握し、家庭とのやり取りを行い、児童の行動や変容を把握しております。

また、中学校では、担任を含め、関わりのある教員等からの情報を基に、生徒指導部会、教育相談部会等を通して、いじめや不登校傾向、学習や進路、人間関係の悩みなど、心配のある生徒については組織的に対応しております。

各小中学校では、定期的に生活アンケート調査を実施しており、「学校が楽しくない」「心配事がある」などと回答した児童・生徒には個別に相談を実施し、組織的に解決を図っております。保護者、家庭とも連絡を取り、状況の確認、対応策等について協議いたします。教育相談会や3者面談、家庭訪問等を通して、児童・生徒の様子について話し合う機会を設けております。

ヤングケアラーについては、人権教育の立場から、児童虐待の早期発見と併せて、個々の教職員をはじめ養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による日常の児童・生徒の心身の状態把握を通して早期に発見し、一人一人丁寧に話を聞き、教職員が本人の支えになれるように信頼関係を築くことが重要であります。

今後も、つらい思いを独りで抱えさせない環境をつくるために、町長部局の関係課とも連携して対応してまいりたいと思っております。

次に、③社会的認知度を上げることについてでございます。

議員御指摘のとおり、このヤングケアラーに関する概念の周知はまだ十分ではなく、その理解促進を図る必要があると考えております。

県は、今年度から11月を「ケアラー月間」と定め、啓発・広報活動に取り組んでおります。

10月15日には、令和3年度ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会が開催され、教育委員会と町長部局の関係課の職員が参加し、事例研修と施策の推進について協議いたしました。

また、県教育局人権教育課において、ヤングケアラーハンドブックを作成し、先日、中学生用のハンドブック、これを配布いたしました。町内2つの中学校には、社会科、特別活動の時間にこのハンドブックを活用し、ヤングケアラーについて理解し、これからの社会の在り方について考える授業を实践するよう指示したところでございます。

県では、学校におけるヤングケアラー支援事業として、教職員、児童・生徒、保護者向けヤングケアラーサポートクラスを実施するとの計画もあると聞いております。

ヤングケアラーサポートクラスとは、ヤングケアラーの専門家もしくは元ヤングケアラーを講師として招き講演会を実施するとともに、福祉部職員、これは県の福祉部職員です、と教育局職員による支援の具体策に関する説明会をセットで行う出張授業でございます。これらの授業を通して、上里町の生徒がヤングケアラーについて理解し、どのように行動すべきかを考えられるよう支援してまいります。

社会は、少子高齢化、核家族化、共働き家庭の増加などの状況へと変化しております。子どもたちは、それぞれの家庭で育ち、成長していきます。誰一人取り残すことなく、児童・生徒が笑顔で一日を過ごせるように、各学校へは引き続き指導してまいりたいと考えております。

次に、2、孤立・孤独対策についての②児童・生徒に、道徳や保健の時間に、SOSの出し方に関する教育を実施についてでございます。

小中学校の「特別の教科 道徳」、これでは小学校の低学年から中学校まで全ての学年で指導すべき内容項目として、「命の尊さ」が示されております。生命を尊重する心の教育が自殺防止につながることから、各学校では、道徳等の授業を通して、子どもが命の大切さを実感できるよう、計画的に指導しております。

また、体育や保健体育では、小学校の高学年から中学校まで、不安や悩み、ストレスの対処について、指導すべき内容として示されております。各学校では、体育、保健の授業等を通して、子どもが不安や悩み、ストレスへの対処方法等について理解できるようにするとともに、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるよう、計画的に指導しております。

これからも引き続き、児童・生徒が誰にも相談できずに独りで悩むことがないように、SOSが自分で出せるよう取り組んでまいります。

次に、③自殺やいじめ対策として、児童・生徒の悩みや困り事を把握についてでございます。

日常の学校生活において、ささいな変化に気づけるよう、担任が毎日子どもたちの様子を確認するとともに、ふだんからの児童・生徒との関係づくりや児童・生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めております。

また、養護教諭やさわやか相談員に相談したり、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施したりしております。スクールソーシャルワーカーによるケース会議や家庭訪問、他機関との連携を図る場合もございます。もちろん、保護者の御理解、御協力がなければなりません。

子どもたちのちょっとした変化にも気づき、担任だけでなく、学年主任など複数の教員で対応するよう、組織的に取り組む体制を整えております。

年数回、生活アンケート調査を実施し、いじめ等の実態把握を行い、気になる記述があった児童・生徒には、その日のうちに複数の教員で聞き取りを行い、校長の指示の下、チームで対応しております。

これからも引き続き、児童・生徒の悩みや困り感を把握し、関係機関と協力しながら適切な支援を続けてまいります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 先ほどの町長の説明で、ヤングケアラーのことですけれども、居宅介護を行っているところにケアマネジャーとかいろいろな行政職員が、保健師とか行くわけですけれども、家庭の状況を知っている人がヤングケアラーについてはどういう状況か把握できると。そしてあと、そういうケアラーに対してもどういう状況か把握する、どんな気持ちかというのも、身近な相談相手にもなると思うんですけれども、身体障害者とか高齢者の方とか、そういう方は介護保険の対象になっていますけれども、ケアをしている人は介護保険の対象になっていません。

それで、最近、混合介護というのが導入されて、子どもの負担を軽減するためにお手伝いする、サポートするというのがあるんですけれども、町では混合介護ということを取り入れているか、お聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

混合介護という言葉、ちょっと私も初めて聞く言葉で、今ちょっと担当課長と話ししたんですが、介護が必要とされる方に対して……、ちょっともう一回、混合介護について、趣旨をもう一回、いいですか、議長。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 町のヤングケアラー支援策として、居宅を訪問するケアマネジャーやホームヘルパー、訪問介護、介護の専門職が介護者対象とした、介護者やその家族の面談や、そういうのを聞き取りながら、ヤングケアラーが家族の中でどのような役割を果たしているか、どのぐらい負担を負っているのかというのを確認し、心身の状態や日常生活の状況といった情報を収集し、対象者の要望を酌み取り、その情報を基に、学校などの情報等を共有することで、早期に適切な支援につなげられると書いてあるんですけれども、子どもの負担を軽減するため

に、協力できるところは介護保険の対象にはなっていて、サービスが介護保険ではこれだけというのが決まっているんですけども、子どもの負担を軽減するために、混合介護というのが最近できているようです。分かりましたか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

混合介護というの、私、分かりました。介護保険サービスを利用している要介護者が、介護サービス事業者が提供する介護保険サービスを全額自費で利用する場合ということで、対象者はあくまでも介護保険を要介護として利用されている方であって、ヤングケアラーがそれに対象になるかというのは難しいというか、ならないと私は理解しておりますが。

〔「議長、11番」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

○11番（納谷克俊君） 休憩。

○議長（猪岡 壽君） 賛同者いますか。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

休憩することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時21分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の混合介護についての再質問ということでお答え申し上げます。

ケアラーが介護保険利用者、要介護者に対して介護サービスを受けることによって、ケアラーの負担が減るということではありますが、要介護のサービスが必ずしもケアラーの負担にならない、また、保険外のサービスを受けるケースもあるということでもありますので、そういった意味からすると、混合介護というのは、状況としては必ずしも満たすものではないということが言えると思います。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） では、町では混合介護ということに関しては検討しないということでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問、混合介護というのに対して町が対応するかということではありますが、この件に関しましては今後の課題として取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） ここに第2期上里町子ども・子育て支援事業計画というのがあります。この中で、社会情勢の急速な変化に柔軟に対応し、事業に的確に反映しますということであるんですけども、この中にもヤングケアラーのことについて、施策とか支援策とかというのを付け加えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

この中にはヤングケアラーについて記載されていないんですけども、最近本当に問題になっているので、町長のお考えをお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

ヤングケアラーの実態を含めた調査等やっていくわけですが、子ども・子育て支援事業の中に第2期上里町子ども・子育て支援事業計画があります。令和2年3月に策定して、令和6年度までの計画目標になりますが、幼児教育・保育、それから地域子ども支援、子育て支援事業をはじめ、配慮を必要とする子どもや家庭への支援等に取り組んでまいります。

今回の計画には、ヤングケアラーについて特に取組、支援策は述べておりませんが、今後、第3期の計画を策定する際、ヤングケアラーについても子育て支援策の中で検討してまいります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） ここに県が発行している「ヤングケアラーってなに？」と書いてある

このテキスト、この中で、これをいただいた人は分かるんですけども、相談窓口が子どもスマイルネットとかよい子の電話教育相談とか、フリーダイヤルとか、ここに番号が書いてあるんですけども、これを手にした中学生は、SOSの出し方分かります。相談窓口が、ここに電話すればいいんだなということ。でも、小学生はこのことを知らないです。

町でも、これは中学生と高校生に配布して、小学生には配布していませんよね。だから、できれば小学生のほうにも、余裕があったらこれ配っていただけたら。本当に小学生なんか声を出したくても出せない、どこに行ってもいいか分からないという人に、これを小学生にも配布していただけたらいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 仲井静子議員のケアラーのハンドブックについての御質問にお答えします。

県の人権教育課のほうでは、内容等も吟味しまして、中学生・高校生版と小学生版ということで2部、作成になっております。ですので、今の私のほうの手元には中学生版ということで来ていますが、県のほうも一度に発送ができないので、まずは中学生・高校生版を発送した後、小学生版を発送するという連絡が来ておりますが、まだ今の段階では小学生版来ていませんが、同じように小学生に分かるような内容で、ハンドブックが配られることになっております。また、それに応じて、指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 孤独・孤立対策のほうについてですけども、先ほど町長の答弁では、町では安否確認も見守りもやっているということなんですけれども、ここにみのりの会という、昭和58年、今から39年間、活動しました。これは、高齢者の孤独死が多かったときに、介護保険もまだ導入されていないときに、たった5名でスタートした安否確認を目的とした電話訪問なんです。それで、私たち会員のほうも、もう電話をいただく立場になったので、つい最近まで活動していたんですけども、解散になりました。

それで、お年寄りというのは、ベルが鳴るのを待っているんですね。そして、不定期に電話するのではなくて、これは毎週月曜日にやっていたんです、朝9時から。というのは、その時間は電話の前でお年寄りが待っているんですけども、町のほうで安否確認をやっているということなんですけれども、どういう方が安否確認をやっているのか、お聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の高齢者の安否確認についての再質問にお答え申し上げます。

電話を利用した安否確認の取組は、高齢者にとって他者とのつながりを感じられる1つの手段と考えております。町としては、顔の見える関係づくりが、より高齢者の生活を豊かにすると考えることから、高齢者の集いの場や住民互助の支え合いサービスによる孤立防止に努めております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 町では取り組んでいますということじゃなくて、具体的に教えていただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど答弁で申し上げましたとおり、高齢者の見守りネットワーク会議というものがあまして、警察、消防、区長、民生委員・児童委員、それから社会福祉協議会、シルバー人材センター、社会福祉法人、商工会、見守り協力事業者で、町で構成された人員で、それぞれの構成機関が持つ特性を生かした地域力を活用し、日常的に高齢者の見守り・支え合い活動を推進しております。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 孤独・孤立対策の妊娠、出産、子育て期には、手厚い支援体制を整えていますかということで、これは前にも質問したことあるんですけども、町の子育てに関するホームページを見ると、全然中身が変わっていないと。本当に情報不足で、年間、子育てに関するホームページへアクセスするお母さん方は、お母さんだかお父さんだか分かりませんが、2万8,500件ぐらいあるわけですけども、もっと中身を充実していただきたいと思いますが、周知するというと、町のほうは何でもホームページ、広報に記載しましたということですけども、そのほかの周知方法があるんじゃないかなと。

そして、町のホームページは、ここ時々見るんですけども、内容が、中身が情報不足というのは、情報をもっと、町の職員はいっぱいいろんなことをやっているのに、本当に一般住民は知らないということが多い。

例えば、ここに認知症ガイドブック、こんないいのがあるのに、ごく一部ですよ。そして、

ホームページのほうでダウンロードできると言いますが、認知症、この対象者がホームページからダウンロードしますかって。だから、せっかくいい情報とかいろんな資料があるにもかかわらず、有効に利用されていないと思うんですが。

あと、今回、子育てガイドというの、あれも本当によくできていると思いますし、あれはホームページからダウンロードできるようになっていますが、若い人はダウンロードします。でも、これに関しては窓口に来た人にだけ渡すと。だから、こういう活動しているんだから、民生委員とか区長会とか、町はこんなことやっていますよというのをもっとPRして、情報を発信したらよろしいと思うんですが、町長、お考えをお聞きます。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

仲井議員から、今後これについて、ホームページとかだけじゃなくて、周知をしたらどうかという御質問かと思っております。

日常的にいろんな関係者と情報を共有するというのを町として推進しておりますので、既にやっておるところでございますが、なお強化を図っていきたく思いますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） では、こういうガイドブックとかいろんなものは、一般住民が集まる区長会とかいろんな、そういうところでもこれからは強化を図るということですね。はい、ありがとうございます。

次に、ヤングケアラーというのが問題になっているんですが、本当に職員の方にしても学校の教員にしても、実態はこうだったのかということで、これからいろんな事例を、講演会とか勉強会に行って勉強するわけですが、町では町の職員とか教職員と連携しながら、こういう講演会、埼玉県でもいろいろやっていますけれども、町のほうでもどんどん派遣して、そういうところに職員を派遣して、周知していますかということ、勉強していますかということをお聞きます。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほどもちょっと話しましたが、県がヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研

修会というのを実施しております、町の職員は町民福祉課、子育て共生課、高齢者いきいき課、学校教育指導室の職員がこの研修会に参加しております。具体的には、ヤングケアラーとはどのような子どもか。また、現状や課題を把握するための有意義な研修であったと伺っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 次から次へいろいろな問題が出てきますけれども、このヤングケアラーについても、本当に町のほうも相談体制とか窓口とか、これから準備するというのを先ほど町長の答弁の中でお聞きしました。引き続き、対策を練っていただきたいと思います。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。10時50分より再開いたします。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。

議席番号8番の植原育雄でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

今12月定例議会では、1、公共施設再配置・維持保全計画について、2、長幡公民館について、3、ヤングケアラーについて、4、障害児・者の自立と地域社会づくりについて、町長と教育長に質問をさせていただきます。

最初に、公共施設再配置・維持保全計画について、町長に質問させていただきます。前にも質問しましたが、再度質問させていただきます。

上里町公共施設再配置・維持保全計画、令和2年3月の資料によりますと、基本方針として、長寿命化と民間活力の導入が掲げられていて、再配置方針として、機能移転し、複合化が計画されています。

具体的には、地区公民館及び児童館について、賀美公民館、長幡公民館、七本木公民館は、施設及び設備の老朽化が著しいほか、一部耐震化が課題となっていることから、建物を解体す

る。上里東公民館は、機能回復のため計画改修する。2021年度から2022年度を予定しています。長幡公民館は、長幡児童館に機能移転し、複合化する。2023年度から2024年度を予定しております。七本木公民館は、男女共同参画推進センター、七本木児童館に機能移転し、複合化する。2024年度から2025年度を予定しています。賀美公民館は、賀美児童館に機能移転し、複合化する。2026年度から2027年度を予定しております。

本計画に基づく事業実施による効果についてですが、面積縮減の考え方として、本計画の上位計画である上里町公共施設等総合管理計画では、計画期間内の延べ床面積の削減目標を20%と設定しています。本計画においても、施設の集約化や建て替えを20%削減を前提としております。

公民館、児童館の集約化については、利用実態やニーズを踏まえ、必要に応じた増築となりますが、集約に際しての増築面積は既存公民館施設の40%程度を上限とするものとします。

学校施設については、将来的には児童数の減少が進むことが想定されることから、更新時期を捉えた集約化を検討するものとします。特に、小学校については、現況面積の30%程度の縮減を見込むものとします。

上記の考え方にに基づき、施設別の延べ床面積を試算すると、延べ床面積ベースの縮減率は、本計画期間内、令和11年度までで約3%を削減、上里町公共施設等総合管理計画目標年次、令和38年度（2056年度）には20%の削減目標達成を目指すものとします。

概算事業費の算定についてですが、本計画期間内、令和11年度までの総事業費は51億2,000万円、1年間としての平均では5億1,000万円となります。また、上里町公共施設等総合管理計画の計画期間、令和38年度の2056年度までの37年間における長期的見通しでは、事業費が202億7,000万円となり、1年間平均は5億5,000万円の見込みです。上里町公共施設等総合管理計画の策定時の試算では、40年間で総額は312億円、1年間平均としては7億8,000万円でしたが、再配置方針に示した考え方に基づく複合化、集約化や、建て替え時の面積縮減を進めたことにより、1年当たり2億3,000万円の縮減効果を見込むことができたとあります。

本計画に基づく事業実施による効果についてですが、面積縮減の考え方、本計画の上位計画である上里町公共施設等総合管理計画では、計画期間内の延べ床面積の削減目標を20%と設定しています。本計画においても、施設の集約化や建て替えを20%削減を前提としています。

公民館、児童館の集約化については、利用実態やニーズを踏まえ、必要に応じた増築となりますが、集約に際しての増築面積は既存公民館施設の40%程度を上限とするものとします。

御存じだと思いますが、公民館の設置者は、社会教育法第21条で市町村が設置することになっています。また、社会教育法第23条の2で公民館の基準が定められています。公民館の設置及び運営に関する基準（昭和34年12月28日文部省告示第98号）、その後、平成10年12月7日文

部省告示第160号で最終改正ということで改正がありました。これによりますと、第3条で「公民館の建物の面積は、330平方メートル以上とする。ただし、講堂を備える場合には、講堂以外の建物の面積は、230平方メートルを下らないものとする。」、同条第2項では「公民館には、少なくとも次の各号に掲げる施設を備えるものとする。」、同項の第1号「会議及び集会に必要な施設（講堂、会議室等）」、同項第2号「資料の保管及びその利用に必要な施設（図書室、児童室又は展示室等）」、同項第3号「学習に必要な施設（講義室又は実験・実習室等）」、同項第4号「事務管理に必要な施設（事務室、宿直室又は倉庫等）」。

同条の第3項「公民館には、前2項に規定するもののほか、体育及びレクリエーションに必要な広場等を備えるように努めるものとする。」。

同条第4項「第1項及び第2項に規定する施設は、公民館の専用の施設として備えるよう努めるものとする。」とあります。

第4条「公民館には、その事業に応じ、次の各号に掲げる設備を備えるものとする。」、4条の第1項第1号「机、椅子、黒板及びその他の教具」、同条第1項第2号「写真機、映写機、テープ式磁気録音再生機、蓄音機、テレビジョン受像器、幻燈機、ラジオ聴取機、拡声用増幅器及びその他の視聴覚教育用具」、同条第1項第3号「ピアノ又はオルガン及びその他の楽器」、同条第1項第4号「図書及びその他の資料並びにこれらの利用のための器材器具」、同条第1項第5号「実験・実習に関する器材器具」、同条第1項第6号「体育及びレクリエーションに関する器材器具」。

その後、平成14年11月15日付、文部省の生涯学習政策局長決定、公民館の設置及び運営に関する基準の見直し検討会設置要綱により、公民館の設置及び運営に関する基準（案）が示され、基準が緩和されていると思いますが、その基準に沿った公民館を設置するべきです。

質問1としまして、面積縮減の考え方として、公民館などと児童館の集約化については、利用実態やニーズを踏まえ、必要に応じた増築となりますが、集約に際しての増築面積は既存公民館施設の40%程度を上限とするものとするものとする考え方ですが、その後、平成15年にも公民館の設置及び運営に関する基準が示されて、第9条「公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。」に緩和されましたが、公民館などと児童館の集約化について、どのようなお考え方をしていますか、町長に質問をいたします。

質問2、次に、公民館などと児童館の集約化、機能移転して複合化についてですが、今まで賀美公民館、長幡公民館、七本木公民館は調理室がありました。上里東公民館と神保原公民館は、流し台程度のものしかありません。各地区の公民館などと児童館は、災害時の避難所になると思います。私は、各地区の公民館、七本木地区は男女共同参画推進センターですが、と児

童館には、食育のためにも、災害時の避難所に対応するためにも、調理室は必要だと思います。各地区の公民館などと児童館に調理室を設置することについて、町長はどのようなお考え方をしておりますか、質問をいたします。

次に、長幡公民館について、教育長に質問をさせていただきます。

地区公民館及び児童館について、上里町公共施設再配置・維持保全計画では、賀美公民館、長幡公民館、七本木公民館は、施設及び設備の老朽化が著しいほか、一部耐震化が課題となっていることから、建物を解体する。そして、長幡公民館は、長幡児童館に機能移転し、複合化する計画として、2023年度から2024年度を予定しております。

長幡公民館と七本木公民館を比較してみますと、建物を建てた竣工年はともに1974年で、経過年数は同じ43年です。階数は、長幡公民館は3階建て、七本木公民館は2階建て、耐震診断は実施済みで、耐震補強工事は未実施であります。3階建てと2階建ての相違はありますが、建築当時の工事に相違があったのかもしれませんが、3階建ての長幡公民館は雨水被害が大きく、天井が崩れ落ちそうで、公民館利用者が危険であるために、他の公民館の施設に振替利用することになったと聞いております。公民館の管理は適切であったのか、教育長に質問をいたします。

次に、公民館利用団体への対応について伺います。

広報かみさと10月号の20ページには、早くも長幡公民館の利用中止について掲載されております。内容は、長幡公民館が施設の老朽化による損傷が激しく、危険なため、当分の間は利用を中止いたします。地域の皆様には御不便をおかけいたしますが、御理解いただきますようお願いいたします。なお、避難場所として、駐車場スペースは引き続き使用可能です。問合せ先として中央公民館、電話番号は33-8628ですと。

ここで問題なのが、長幡公民館の利用団体への電話連絡があったのが、広報かみさと10月号で長幡公民館の中止のお知らせがあった1か月もしない、前の月の9月15日に、他の公民館を利用してほしい、例えば七本木公民館を利用してほしいとのことでした。長幡公民館の利用団体の代表者の方に集まっていたの丁寧な説明が必要ではなかったのか、教育長に質問をいたします。

今まで、コロナウイルスの関係で、長幡公民館の利用を2年間も利用団体の方は待っているのに、上里町公共施設再配置・維持保全計画では、計画改修、複合化、機能移転は2024年（令和6年）となっています。使用開始が翌年の令和7年4月1日になれば、さらに4年近くも待つこととなります。利用団体の方には高齢者の方も多くおります。利用団体を解散する団体が出てきております。

上里町は平成25年、「まなびとふれあいの町」を宣言をしております。生涯学習の大切さを

掲げています。生涯学習の推進に逆行する状態になっていませんか。このような状態をどう思われますか、教育長に質問をいたします。

公民館長と事務職員の方は会計年度任用職員で、1会計年度、1年ごとに任用されることとなります。各地区公民館長が気軽に相談できる組織づくりが必要ではないでしょうか、教育長に質問をいたします。

また、公民館長の管理責任についてですが、館内の行事はもちろんのこと、館外の行事や館外の研修時を含めて、公民館長の管理責任について、教育長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、質問をいたします。

次に、ヤングケアラーについて、教育長に質問をいたします。

なお、同僚議員がヤングケアラーについて質問されているので、重複する部分もありますが、御容赦をいただきたいと思います。

ヤングケアラーは、慢性的な病気や障害、精神的問題などがある家族の介護や世話をする子どもを指しています。法令上の定義はありませんが、日本ケアラー連盟は、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどをする18歳未満と位置づけています。

国の実態調査によると、公立中学2年生の5.7%、公立全日制高校の2年生の4.1%がヤングケアラーだったそうです。

ヤングケアラーの救済は喫緊の課題で、厚生労働省・文部科学省共同プロジェクトチーム（PT）は調査結果を踏まえ、令和3年5月に支援策を盛り込んだ報告書をまとめています。両省は、政府の経済財政運営指針「骨太の方針」に反映させ、早期に実施する考えですが、課題も残っております。

全国調査は、家族のケアが子どもの学業や健康に影響することをデータで裏づけました。学校を休みがちであったり、遅刻してしまったり、一人であることが多かったです。周囲の大人は、こうした様子の背景にケアの負担があるかもしれないと想像力を働かせて、早期発見に努める必要があります。

子どもにとってこの調査は、自分の状況を客観的に見詰める、よい機会になったのではと思います。面倒を見るのは当たり前と考えていたり、しんどいと思っても大丈夫なんだと気づいた子どももいるかもしれません。今後も定期的に調査が必要です。そうすれば、相談先がどれだけ認知されているのか確認できますし、支援策の見直しや改善にもつながると思います。

現状では、ケアする人への支援には法的根拠がありません。社会全体で継続して支えるために、ケアラー支援法制定を国に求めていく必要もあります。

精神疾患や身体障害者、難病や認知症等のケアをされる側は、医療とつながっています。患

者の家庭にヤングケアラーがいるかもしれない、気づいた医師や医療ソーシャルワーカーがその家庭を訪ねたり、福祉機関や学校と連携して支援した場合、診療報酬等の裏づけも必要です。これらを実施することにより、SOSを出せずにいる子どもを探し、支援を提供する環境が広がります。

自治体にはヤングケアラーに特化した相談窓口が必要で、ケアの実態を把握・分析し、どのような支援を利用できるのかを説明する必要があります。また、介護、子育て、貧困など、複数の部署が関わることになるので、役場の窓口をワンストップの窓口として扱う必要があるのではないのでしょうか。家庭の危機を察知してくれているのがヤングケアラーで、その存在は家庭の危機を社会に教えてくれています。

国の実態調査のメインは、公立中学2年生と全日制高校2年生でしたが、少ないながらも定時制や通信制高校の生徒も調査したとのこと。その結果は、ヤングケアラーの生徒の割合は、全日制よりも定時制や通信制が上回っていました。「ケアのために、通っていた学校を辞めた」と回答する生徒もいたということであり、学業に深刻な影響が出ております。

国の実態調査などで、ヤングケアラーの現状が明らかになりました。自治体が取れる対応策についてどのような考え方をしておりますか、教育長に質問をいたします。

次に、障害児・者の自立と地域社会づくりについて、町長に質問をさせていただきます。

最初に、NPO（特定非営利活動法人）として現在活動しています、障害のある子の暮らしを考える親と支援者の会を紹介します。

目的として、障害児・者を持つ保護者やその支援者に対し、触れ合いや学びの場を提供し、誰もが安心して自立し、豊かに暮らせる地域社会を創造することで、地域福祉やまちづくりの増進に寄与することを目的としています。このNPO法人の名称は「ま・る一く」です。

この「ま・る一く」は、埼玉県北、児玉郡市の知的・発達障害のある子どもの親が、子どもたちがいつまでもこのまちで幸せに生きていくために、できることを考えようと立ち上げた会です。子どもたちの住み慣れたこの地域で、自立した生活を送ってほしい、そんな共通の思いから、子どもを取り巻く支援のこと、学校のこと、将来のことなどをたくさん話し合ってきました。

障害の種別や程度も様々ですが、それぞれがそれぞれのためにアイデアを出し合い、新しい発見や気づきを得て、今に至っております。これらの私たちの活動を通し、地域に知ってもらい、参加してもらい、気軽に関わってもらい場を増やしたい。そして、全ての人が適切な情報を手に入れられるようになり、みんなが安心して生活できる地域社会をつくっていききたい。みんながまる一くつながって、優しく丸い社会になりますようにとのことです。

質問1 としまして、前年度は本庄市内各所で展示やミニイベントが行われました。「W a r

m Blue Honjo」という名称で行われました。ブルーは、癒しと希望を表す自閉症のシンボルカラーということです。一般の方が少しでも自閉症、発達障害について知ること、及び市民と支援者や当事者、家族が優しくつながることを目的として企画したとのことです。前年、本庄市内で、このNPOま・るーくは本庄市の協力を得て活動することができました。広報かみさと11月号の「町長コラム」で、NPO法人ま・るーくが「上里町で『ま・るーくカフェ』初開催！」という記事が掲載をされておりました。

今後このNPO法人、上里町内で活動することについて協力をしてあげることが可能でしょうか、町長に質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原育雄議員の1、公共施設再配置・維持保全計画についての①社会教育法第23条の2（平成15年時の設置基準）の考え方についての御質問にお答え申し上げます。

令和2年3月に決定された上里町公共施設再配置・維持保全計画では、上里東公民館、神保原公民館については計画改修を実施し、施設の機能維持を図ることとされ、賀美、長幡、七本木、中央の各公民館は老朽化が著しいことから、建物は解体し、地区児童館や総合文化センター等に機能を移転し、複合化を図ることとされております。

これら3つの公民館と児童館等の集約化についての詳細は、現時点では決まっておりませんが、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えた町民の皆様に役立つ施設にする考えでありますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、②公民館と児童館との集約化（機能移転して複合化）する場合の調理室の設置についての御質問にお答え申し上げます。

調理室については、調理講習会や食育等の教育活動や、地域の様々な団体の活動の場として理解し、認識しております。

各地区の公民館と児童館の複合施設に調理室を設置することについては、現時点では決まっておりませんが、利用状況を踏まえて、今後の必要性についてよく吟味し、町全体の公共施設とのバランスや財政状況なども勘案しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、2、長幡公民館についてと3、ヤングケアラーについては、教育長に答弁いたさせますので、よろしく申し上げます。

続きまして、4の障害児・者の自立と地域社会づくりについての①町としての応援協力体制についての御質問にお答え申し上げます。

我が国では、障害者基本法に規定されるように、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しております。

上里町においても、障害児・者が地域で支えられながら、生き生きと自立して暮らす地域共生社会を目指しており、その実現のためには町の責任で行う公助とともに、障害福祉関連団体やNPO法人などの互助が不可欠であると考えております。

議員御質問のNPO法人につきましても、令和3年10月1日に、障害のある子や発達に不安のある子を持つ保護者のためのサロンとして、上里町男女共同参画推進センターにて開催をいたしました。障害児・者の自立及びその家族の支援において、障害福祉団体やNPO法人等の活動は非常に重要であることから、会場の提供や開催の周知など、今後とも町として活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

なお、障害福祉団体やNPO法人の活動について、学校関係者への認知度を上げることも重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 植原育雄議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、2、長幡公民館についての①公民館の管理と利用団体への対応についての御質問にお答えを申し上げます。

長幡公民館の管理につきましては、令和7年度の児童館との複合化を見据え、随時、小規模改善にて対応してまいりました。しかしながら、今年度に入り、雨漏りによる劣化が加速し、御利用いただくには危険な状態にまで至ってしまいました。

公民館では、10月以降も様々な事業を予定しており、楽しみにしてくださっていた方もたくさんいらっしゃったかと思いますが、多くの事業が中止となり、申し訳なく思っております。

今後の長幡公民館につきましては、長幡児童館との複合化計画を早めて実施することを町長部局と調整しております。

また、定期利用団体の皆様への説明についてでございますが、安全第一と考え、速やかに団体代表の方へ地区公民館長から、利用停止と代替施設案のお知らせをいたしました。その後、中央公民館長よりお電話にて、経緯と今年度の代替施設の提案説明をさせていただきました。この時点で、説明会の検討もいたしましたが、来年度以降の定期利用が可能な代替施設の見通

しがついていない状況で、お集まりいただくのは大変申し訳ないとのことで、個別に説明をさせていただきます。

そして、今後の代替施設として、長幡児童館の一部利用について調整が整い、11月30日、つい先日ですが、定期利用団体への説明会を開催したところでございます。

なお、広報かみさと10月号への掲載につきましては、発行直前の最終校正の段階で記事を差し替えたものであり、定期利用団体へのお知らせが遅くなったものではございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

また、解散をされる団体もあるということですが、公共施設以外にも範囲を広げ、再度御提案申し上げるなど、極力活動を継続できるよう個々に対応してまいりました。しかしながら、公民館の利用停止を原因として解散となったのであれば、とても残念に思えます。

また、館長の管理責任、職務の内容ですが、地区公民館長は昨年度より会計年度任用職員として採用しております。ですが、会計年度任用職員としても、町職員として働いてもらっていることには変わりはありません。町職員として、また地区公民館長として、責務を全うしてもらおうよう考えているところでございます。

長幡公民館が複合化され、新たに生まれ変わるまでの間、御不便をおかけいたしますが、生涯学習及び地域交流の拠点として、皆様に親しまれる施設の運営に今後も努めてまいります。

続きまして、3、ヤングケアラーについての①自治体が取れる対応策についてでございます。

仲井議員の御質問と関連があり、お答えの内容が重複するところがございますが、御了承いただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、ヤングケアラーについての国の実態調査が行われ、公立中学校2年生の5.7%、全日制高等学校2年生の4.1%がヤングケアラーに当たるということが報告され、ヤングケアラーについての現状が明らかになってきたところでございます。

ヤングケアラーである子どもにとって、一番身近で相談しやすい場所は学校だと思います。現在、学校教育現場では、学級担任は児童・生徒の健康状態、顔色、服装の乱れ、遅刻・欠席、忘れ物、学習意欲などを把握し、家庭とのやり取りを行い、これも丁寧なやり取りです。児童・生徒の行動や変容を把握しております。

また、定期的に生活アンケートを実施しており、「学校が楽しくない」「心配事がある」など気になる回答した児童・生徒には個別に相談を実施し、組織的に解決を図っております。

保護者、家庭とも連絡を取り、状況の確認、対応策等について協議いたします。

また、教育相談会や3者面談、家庭訪問等を通して、児童・生徒の様子について話し合う機会を設けております。

ヤングケアラーについては、早期に発見し、一人一人丁寧に話を聞き、教職員が本人の支え

になれるように信頼関係を築き、つらい思いを独りで抱えさせない環境をつくる必要があると考えております。そのため、町長部局の関係課とも連携して対応していこうと考えております。

ヤングケアラーについての理解を深めることにつきましては、県教育局人権教育課においてヤングケアラーハンドブックを作成し、先日、各中学校へ配布したところです。

小学校用につきましては、中学校の配布が済み次第、県から送付されてきます。町内2つの中学校には、社会科、特別活動の時間にこのハンドブックを活用し、ヤングケアラーについて理解し、これからの社会の在り方について考える授業を实践するよう指示したところでございます。

これからも、上里町内の小中学校においてヤングケアラーの早期発見に努め、教職員が本人の支えになれるように、信頼関係を築いていきたいと考えております。

また、ヤングケアラーについての理解を深めることにつきましても、国や県の動向を注視し、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 議席番号8番の植原育雄でございます。

何点か再質問させていただきます。

まず、賀美公民館、長幡公民館、七本木公民館の利用に関しての再質問であります。

長幡公民館は、施設の老朽化による損傷が激しく、危険なため、当分の間は利用できなくて、他の公民館、例えば七本木公民館、賀美公民館ですが、公民館、児童館の集約化、機能移転して複合化されるまでは、現在の公民館で利用団体として利用できるとしたら、長幡公民館の利用団体は非常に不公平といいますか、不利だと思います。

先ほど教育長から答弁がありました。町長部局と相談の上、複合化計画については早めて対応したい、そんな話がありました。長幡児童館を改修して、早く利用団体の方が使えるようにという話でありました。このことについて、町長、教育長に具体的に再質問させていただきます。明快な答弁をお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 反問権を行使して。具体的に、長幡公民館のことについて説明をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 植原です。

賀美公民館、長幡公民館、七本木公民館の関係なんですけれども、長幡公民館というのは施設の老朽化による損傷が激しくて危険なために、使えなくなるわけですよ。教育長からは、児童館を改修して、早めに使えようという話がありましたけれども、もっと具体的に、どういうふうに対応されるのか、町長と教育長に質問をいたします。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 植原議員から、町長と教育長ということでしたが、11月30日の説明会、町長も出席はしたんですが、公務の都合で途中で退座ということになりましたので、最後までいた私のほうで、どんな説明をしたかということの説明させていただきたいと思います。

当初、長幡公民館と長幡児童館の複合化につきましては来年、令和5年度に計画、設計、6年度に工事、7年度の当初から使用開始ということだったんですが、1年早めまして、来年度設計、そして令和5年度に工事をして、工事が終わり次第なんですけど、これで終わり次第すぐにでもということを見ると、また工事が長引くかも分かりませんので、一応予定ではそういうことで、令和6年4月1日から使えるようにというふうに説明をいたしました。

ただし、子育て共生課との調整もしまして、できたところでの説明会ということで、一部の部屋につきましては公民館活動として活動できますということで、幾つかのお部屋を実際に見ていただいて、この部屋使います、この部屋はこういうふうに使います。また、児童館での使用時間がありますので、それに支障ない時間帯、特に児童館は5時までですので、公民館活動で夜間利用する場合、夜間も大丈夫ですというようなことで説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） はっきり申し上げますと、同じ税金払っているわけですから、同じように利用させていただかないと、不平等というか、不公平だと思うんですね。そこら辺のところを念頭に入れて、早めに対応していただきたいと思います。

それでは、再質問続けますけれども、公民館のことについてですね。

公民館というのは貸館業務がありまして、勤務時間外で土曜日、日曜日、平日の夜間とか、公民館長として公民館の運営、公民館活動に対してどのような権限を持って、どのような管理責任が出てくるのか、再度、教育長に質問させていただきます。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 植原育雄議員の再質問にお答えいたします。

地区公民館は、公民館長は1人、事務職員1人ですので、また、勤務時間の関係があります。公民館開館をしている時間、日にち全て勤務するということは、労基法にも違反しますし、そういうことはできません。そういうようなところで、地区公民館につきましては、夜間の使用、それから土曜日、日曜日の使用につきましては、使用団体の責任の下で鍵管理、それから電気消灯、火の管理ということをやって、お互いの信頼関係の下で、信頼関係の下でという言い方がいいのかどうか分かりませんが、館長がいないから貸館業務しませんよじゃなく、あくまでも住民の方が使えるように、その辺は協力をしていただきながら、夜間あるいは土日でも開館というような形で運営させていただいております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 最初に、公民館長ができる組織づくりについてということで、前には社会教育法の29条が公民館の運営審議会ということで、館長の諮問機関として置かなければならないという必ず置く規定から、置くことができるという任意設置に緩和されました。

現在、上里町は、公民館運営審議会は廃止されて、ないと思います。公民館長は、公民館が行う各種事業の企画・実施をする際、公民館の施設の管理を含めて、非常に難しい判断をする場面が出てくる場合があります。

神奈川県相模原市のように、公民館運営協議会をつくっているところもあります。上里町でも公民館長が気軽に相談できるような組織づくり、それを再度、教育長に質問したいと思いません。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 植原育雄議員の再度の質問にお答え申し上げます。

公民館運営につきましては、地区公民館の上に、上という言い方でよろしいのでしょうか、中央公民館がありまして、中央公民館長が各地区公民館長に対して指示、指導する立場にあります。

また、地区公民館長は、地区公民館は全て生涯学習課に所属していますので、生涯学習課の管轄の範囲ということです。

毎月第1月曜日の午後には、地区公民館長会議ということで、5つの地区公民館の館長が集まりまして、前の月の事業報告、それから事業計画、あるいはいろいろもろもろな情報交換等

行っております。

また、そのほかに、毎月初めに、広報と一緒に各地区の公民館だよりがとじ込まれていると思いますが、その原稿につきましても、印刷前に中央公民館長と相談しながら、この印刷でいいのかどうか。また、そういうところでいろいろな相談等を受けたり、あるいは本当に上里町は地理的にも恵まれておりますので、各地区公民館から中央公民館あるいは役場に来るまで、車で10分もかからないところです。そういう意味では、必要があれば電話連絡、あるいはなかなか中央公民館長、館を離れるわけにはいきませんが、用事があって中央公民館あるいは役場のほうに、庁舎に来るようなときはいろんな相談に乗れるということで、そういう意味では連携はまずまずできているのかなと思います。

ただ、植原議員御提案のとおり、さらに進んだ実践を行っている自治体もあるということです。そういうところも参考にしながら、よりよい公民館活動を目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） いろいろと、ほかにも公民館運営に対して、館長が独断で決定したり、その結果、例えば障害者になったり、いろんな事故だとかあると思うんですね。そういう場合、多分保険で対応するかと思いますが、できれば気軽に相談できる、そういう組織づくりをお願いをいたしたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からといたします。

午前11時40分休憩

午後 1時30分再開

○議長（猪岡 壽君） ただいま、町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さんこんにちは。午前中の仲井議員のヤングケアラーへの支援についての答弁に補足説明をさせていただきます。

介護保険制度において、介護保険が適用となる介護保険サービスと、全額自費負担となる介

介護保険外サービスを組み合わせた、混合介護の利用が認められているところですが、利用可能とされるのは高齢者の抱える多様なニーズに柔軟に対応する必要があると認められた場合についてのみとなっております。

そのため、利用者本人のニーズにかかわらず、家族の私的意向によりサービスの提供を行うことは対象と捉えておりません。また、混合介護を提供する場合には、保険外サービスを提供する際の明確なルールを整備することが求められております。このような混合介護の利用に際しては利用者本人と家族の正確な判断と、介護保険事業所の適切な運用が必要となっております。

よって、混合介護をヤングケアラー支援策として適用させることは難しいと考えますので、町として他の支援策によるヤングケアラーの課題解決に取り組んで参りたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 議席番号11番納谷克俊です。

通告に基づき一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、産業振興について、雨水排水対策について、JR神保原駅を中心としたまちづくりについて、上里スマートインター周辺関連の整備について、道路整備についての5点であります。質問項目が多くなっておりますので、極めて簡単にお伺いさせていただきます。

また、特段、質問のための原稿というのも用意していないので、途中で不穏当な発言があった場合には、後ほど速やかに訂正をさせていただきたいと思っております。

初めに、産業振興についてお伺いいたします。

町有地への企業誘致についてであります。

こちらの件は、前回定例会だったでしょうか、質問をさせていただきました。下水道終末処理場予定地の跡地といいたまいますか、ここの部分に企業誘致を提案するわけでございます。

これは、もう以前からずっと言われていることではありますが、第1種農地であり、農業関連施設であることが求められるということでもあります。

過日、8月でありましたでしょうか、上里町とCJ、JAによる包括連携協定が結ばれました。この中で出ていますが、関連する企業の冷凍ギョーザ工場の誘致をこちらにしたらいかがかということでございます。

野菜の集荷の関係で、JAの施設から半径300メートルということが望ましいという希望ではありましたが、なかなか適地が見つからないという中で、下水道終末処理場予定地跡は、国道17号・本庄道路にほぼ近接をしている土地になります。既存の高速道路やインターチェンジ等とは少し離れてしまいますが、近い将来、幹線道路に面する有効な土地であります。

ただ、あそこの場所は、ハザードマップ上、出水、台風とかの水害のときに水が、大変浸水してしまう可能性があるというところがございます。その対策をしっかりとる中で、工場誘致をしたらどうか。農業振興に資すると思いますので、ひとつ提案をさせていただくところがございます。

次に、2、雨水排水対策についてお伺いたします。

こちらも以前、一般質問させていただいたものと重複するところがございます。上里東地域における雨水排水の早期実現に向けた取組についてでございます。

元小山川第一排水区おおよそ67億円、古新田排水区おおよそ55億円という試算があるわけがございます。こちら全て上里東小学校が校区となる地域の中でも、県道上里鬼石線の東側に該当する地域でございます。上里町の中でも比較的面積は極めて狭い地域ではあります、人口が一番密集している地域でございます。

山下町長の選ばれる町・住み続けたい町ということを考えますと、やはり住んでいて安心ができないと、なかなかこの実現は難しいのかなと思います。

おおよそ10年前だったでしょうか、台風によって本庄県土整備事務所管内で490ミリ近い豪雨が記録されました。このときには、この地域は床下のみならず、床上、特に工場や店舗等で甚大な被害が発生したところがございます。一日も早くそのような状況を解消したい、町長も同じ思いで雨水排水の検討していただいたと思います。

しかし、結果が、先ほど申し上げましたとおり、元小山川第一排水区、こちらは三軒、三田、京塚が主な地域でしょうか、67億円です。また、古新田排水区においては55億円、こちら両方足して、軽く上里町の一般会計予算を超えてしまう額になります。

これから、検討結果を基に事業化に向けていくといっても、なかなか容易ではないということは、多くの方が共通認識で持たれているのかなと思います。

そこで、再三申し上げておりますが、中でも一番状況が厳しい三田中通り周辺、こちらのスポット的な対策ができないのかということ議論させていただきまして、こちらも検討いただいたことでもあります。総事業費がおおよそ8億円である。しかしながら、こちらは交付金の対象、国庫補助の対象とはならない、単費で行わなければならないというような御説明もいただいたところであります。

しかしながら、67億円、55億円、こういったことをセットで考えて、国庫補助対象になるた

めの事業を計画をし、採択を目指していくとしても、先ほど申し上げましたとおり、これは現実には相当厳しい道のりが待っているわけでございます。

であるならば、町長のいつも掲げている住み続けたい町ですね、本当にここに住み続けたいんだということを実現するならば、一番検討された中でも費用対効果が高いと思われる三田中通り周辺のスポット対策を早期に実施するべきであると考えているわけでございます。

これ、一度ここで置いておきまして、またこの問題は最後の問題で、最後の質問項目のところで取り上げさせていただきますので、2つ目についてはここまでに抑えておきたいと思いません。

続いて、3項目め、JR神保原駅を中心としたまちづくりについて。こちらについては3項目を質問させていただきます。

初めに、駅の北側における道路整備や再開発等の基本的な考え方についてということでございます。

こちらの質問は、全て項目が昨年の12月定例会だったでしょうか、全く同じタイトルで質問させていただきます、私の意図することは、求めるものは同じです。

まず、町としては、神保原駅北まちづくりの協議会を発足いたしました、そこで過日、基本構想案が示されたわけでございます。

私の考えるまちづくりというのは、やはりトップダウン型ではなく、ボトムアップ型なのだろうな。特に、地元の声を吸い上げてのまちづくりが基本なのかなと思っておるところでございます。

これはもう何回となく、一般質問であったり、全員協議会であったり、丁々発止、町長とやらせていただいていますので、今さら改めて申し上げることでもないんですけども、私はやはりこういった、そもそも構想の案を示す前に、地域の住民や利用されている方々のニーズというものを伺った上で、何が必要なのかなというのを示していくべきだったのかなと思うんです。

町長は一技術者として、仕様書が最初に定まっていなくて、そのものがあとが続かないんだよというお話をされました。私はITのことはほぼ分かりません。

しかしながら、建築技術者でございます。私ども一級建築士が建物を設計するに当たりましては、まずお客様の要望を伺います。その上で、どのような敷地なのか、そこにお客様の要望である機能や予算や、そういったものを聞いた上で、まず提案をさせていただく。

根本にITと建築は違うのかもしれませんが、まずはそこに住まわれている方、そこを利用している方、そういった方のニーズを調査すべきだったのかなと思います。どうしてもそういったたたき台がないと議論ができないんだよというのは町長の持論のようでございます。これ

は、同じエンジニアというくりですけれども、そのバックボーンの違うのかなと思います。

私は自信を持って言えることは、ITの技術者さんよりも建築の技術者のほうがまちづくりには精通しております。私の考えのほうが正しいのかなと思って、またここでしつこく言わせていただくわけでございます。その点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

また、たたき台をつくるにしても、多くの共通認識というのは、やはり神保原駅の停車場線ですね、県道。この拡幅は必要だよねということは、多くの共通認識なのかなと思います。

また、勅使河原勝場線ですか、旧中山道との交差点のクランクも解消していこうよと。欲を言えば、本庄道路までこちらを延伸したいというのは、多くの方が共通認識として描いている駅北の開発なのかなと思います。ただ、まちづくり協議会での基本構想の中には、もっともっと多くのものがぎゅっと詰め込まれています。

ゾーニングを見させていただきました。これを全て、もちろん土地区画整理事業等を実施するわけではありませんが、ここに誘導していくにはかなりの、誘導していくといいますか、これを実現するには多くの時間と労力と財政をつぎ込まなければいけないでしょう。

ぱっと見、都市づくり、まちづくりの専門家といいますか、専門家まではいきませんが、土木工学科の出身のエンジニア等に聞きますと、ぱっと見、30年だねと、皆さんほぼ共通のことをおっしゃいます。

私も年が明けると52歳になります。今、この基本構想を議員として見させていただいて、議員として構想づくりには携わっておりませんが、果たしてこの完成を見られるのかな。単純に、30年たつと私も82歳、今を責任を持っている我々責任世代としては、もう少し地に足をつけた、現実の中期的な課題に取り組んでいくべきなのかなと思っています。その辺について、町長の基本的な考えを改めて伺いするわけでございます。

続いて、駅の南側における都市計画区域と農業振興地域の見直し及び学校法人の誘致についてでございます。

前回に同様の質問したときと全く同じ内容になりますが、もう一度述べさせていただきたいと思います。

駅の南側は、直線距離で700メートルから800メートルほどで農業振興地域、いわゆる青地となっており、広大な農地が広がっております。コンパクトなまちづくりを考えると、都市計画道路古新田四ツ谷線以北については農振除外をして、用途変更、用途地域の設定をするべきと考えます。もちろん、地権者の方やその場所で営農されている方々の意向を最大限に尊重しなければなりません。今後の町の発展、人口減少社会において、駅を中心としたコンパクトなまちづくりを実行する上での有効な手段であると私は考えております。

また、本庄地方拠点都市地域基本計画においても、神保原駅周辺地区94ヘクタールとして、

重点整備地域に指定されていた経緯もございます。いかがお考えでしょうかということがございます。

また、前回も質問させていただきましたとおり、この場所に私は学校法人の誘致をしていくべきだ、そのように思うところがございます。南側は、既に土地区画整理事業で、インフラの整備もある程度整っているわけがございます。そのように考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

続いて、都市計画道路神保原駅南大通り線整備と古新田四ツ谷線の見直し整備についてでございます。

過日行われました都市計画審議会で、古新田四ツ谷線の見直しの案が示されたわけがございます。これは以前、前町長時代から言われているお話なんですけれども、古新田四ツ谷線、県の見直し対象になっているということで、どうしようかということがございます。

現在、古新田四ツ谷線は、県道上里町鬼石線までがいいところですね、東側が整備をされて、西側については未整備の状況であります。現道としては、土地改良事業時に運用された道路が直線に入っておりまして、四ツ谷の、いわゆる大変混んでしまう交差点の近くに抜けているわけがございます。そこが、隣が五差路の交差点で、すぐ近くであって信号がつかない、ここを何とかしなければいけないというのは以前からの問題であります。

そして、イオンタウンさんが開業してから、夕方の買物の時間というのは非常に混むようになってしまいました。さあ、そこでどうしようということで、今回の計画の変更になってくるのかと思います。

古新田四ツ谷線を四ツ谷の交差点に接続させますと、単純にいくと6差路になってしまう。これではもうどうにもならなくなってしまいますので、その周辺、狭いほうの道路になるのでしょうか。まだ交差点の概略設計を見ておりませんが、通常考えられるのは狭いほうの道路、古新田、また四ツ谷方面から交差点に入ってくる道路ですね。こちらをすりつけて、十字路という形状をつくっていくのかなと思われませんが、現状、四ツ谷の交差点付近は、ここ1年ほどの間に多くの新築住宅が建設をされました。ほぼ交差点改良を行うとなると、この方々たちの住宅は立ち退きをしなければならない状況なのかなと思います。非常に厳しい現実が待っているんじゃないのかなと考えるわけがございます。

再三御提案申し上げておりますが、古新田四ツ谷線については、神保原駅の南口から伸びる都市計画道路との交差点付近から西に向かって、既存の県道上里町鬼石線のほうから西に向かっていきます。駅から都計道を延伸します。その交差点付近から緩やかに左に振って、農協の支店の前辺りに接道させることによって、四ツ谷の交差点との信号間隔をある程度保つ。また、堤・大御堂方面から神保原駅方面に向かう車を古新田四ツ谷線のほうに自然に流すんですね。

そのことによって、神保原駅北への車の流入量を減らして、駅南に誘導する。誘導することにより、既存で、土地区画整理事業で整備をした駅南のロータリー等の有効活用を行うということをお私提案しますが、いかがお考えでしょうか。

続いて、大きな4つ目の項目になります。上里スマートインター周辺関連の整備について。こちらは2項目、質問をさせていただきます。

初めに、リバーサイドロードの進捗状況と開通見通しでございます。こちら、この質問項目ずばりそのままになろうかと思えます。

以前の私の質問でも、町長は、まだ用地買収が残っているので、明確なお答えはできないという答弁をいただいているかと思えます。当初、4工区に分けて、各工区2年、計8年ほどの整備を見込んでいたということでしたが、国土強靱化等のメニューを使って、短縮していきたいと、5年ぐらいで考えたいという趣旨の御発言もされたことがあったかなと記憶しております。

そこで、改めて伺いますわけですが、当時の答弁されていた用地買収の残りはどうなっているのか、開通見通しはいつなのか。

また、前回の質問で答えをいただけなかった、次までに調べておいてくださいねと言いましたが、出水時、神流川が仮に水位が高くなって、水があふれるというようなことが起きたときに、上越新幹線の下をアンダーパスでくぐっている、このリバーサイドロードは冠水しないのか。

災害時の輸送路の確保、最初は水害をイメージして町長答えられましたが、私がこの発言をしたときに、突然地震ということで、お話がちょっと変わってしまったんですね。話は当然、地震時の緊急輸送路、関越自動車道を使って、またそこから国道254号や17号、また町内各地にというのは分かるんですが、当初は水害を規定しての災害対策ということをおっしゃっていたので、この部分、もうあれから1年近くですかね、たっておりますので、調べがついているかと思えますが、再度答弁を求めるものでございます。

次に、上里スマートインター周辺整備のロードマップについてでございます。

上里町の将来を描いたときに、ここほど語って楽しい地域はないのかなと思っています。すばらしい絵もできておまして、大きく分けて公園ゾーン、農業体験ゾーン、水辺ゾーンというゾーニングをされています。このような地域ができれば本当に観光、交流人口増やせるんだろうなと思っていますところでございます。理想ですね。ほぼこの中身については、私もこういったゾーニングで、こんな開発ができれば楽しいだろうな、町の発展につながるだろうなと思っていますところではあります。

しかしながら、やはり現実を考えたときに、駅北の開発の件や、先ほどの東小学校区域内の

水害対策の件等々、大変莫大な事業費がかかる計画ばかりを抱えている上里町でございます。

さあ、この実現に向けて、どのようなロードマップを町長は描いているのか、お伺いしたいところでございます。

公園ゾーンに関しましては、芝生広場が完成したということで、一応の完成を見たのかなと思うところであります。

農業体験ゾーンにつきましては、民有地、農地になってくるわけでございますが、観光農園や体験農園、こういったものを整備していきたいということでございます。

水辺ゾーンにつきましては、河川敷になりますので、国交省等との協議も要るのかなと思っております。新たなレクリエーションの拠点ということでございまして、上里町に残された大きな自然、大変、私もこの自然には魅力を感じておりますし、価値があるところだと思っています。

ただ、これもこれから計画をして実施していくにも、多額な費用と時間とマンパワーが必要となります。

これで繰り返しになりますが、町長はこの整備に向けてのロードマップ、どのようなものを描いているのか、お伺いするところでございます。

最後に5つ目、道路整備について、こちらは3項目伺います。

初めに、児玉工業団地アクセス道路の進捗状況と開通見通しについてであります。

県道上里鬼石線を南に向かっていくと、藤岡本庄線にぶつかるわけでございます。物件補償、用地買収がまとまって、目の前にそびえていた建物の解体が、取り壊しが済んだところであります。非常に見通しがよくなって、にわかには地元としても盛り上がってきているところなのかなと感じているところであります。

建物がなくなり、本当に見通しがよくなりました。先まで見える。さて、いつ開通するんだろう、これからどのような工事が進んでいくんだろうということは、町民の多くの皆様が関心を持たれていると思います。

繰り返しになりますが、そこで進捗状況、用地買収、物件補償も含めてなんですが、面積ベース、事業費ベースでどのぐらい進捗をしているのか。また、開通の見通しはいつ頃なのかというところをお伺いするわけでございます。

決算審査後の現場確認の中で、少し担当のほうから出た言葉が、一部まだ用地買収難しいところが残っているのも事実ですということでございました。細かい話はもちろん伺っておりますので分かりませんが、その辺も含めての開通見通しをお伺いするところでございます。

次に、都市計画道路三田中通り線についてであります。

先ほどの雨水対策の続きにある意味なるんですけれども、三田中通り線、ここはまち整備課

の問題だけではなく、先ほど申し上げましたとおり、上下水道課も絡んできているのかな。ただ、下水道だけではなく上水も非常に絡んで、複雑な、複雑という言い方はあれなんですけれども、非常に難しい問題を抱えている都計道であります。

まず、水道管、こちらの漏水事故が非常に多い所であります。9月定例会の会期中だったでしょうか、たまたま休会のときだったですかね。私、地元のほう通りかかったら、前の日から水浸しの状況であります。夜間にどうやら漏水事故が発生したんでしょうか。翌日、朝から、私はちょうどその日は休会だったような気がしますので、約半日、現場で、業者さんの邪魔にならないように見学をさせていただきました。VP管ですね、硬質ビニール管の底の部分、底部が縦に大きく裂けておりました。

施工年次が非常に古いところなので、施工方法、今よりは少し難があったのかなというところですけども、本来、山砂が下にも入っていなければいけないところに玉石があって、そこに上からの荷重がかかってしまったんだろと思われるような割れ方、これは私のほうは経験則に基づいて話していますので、必ずしもそうかは分かりませんが、そのような状況でございました。

そのすぐ近くにも舗装が切った跡がある、さらにその近くにも切った跡がある。上下水道課の若い担当の職員さんに伺ったら、これはもう前回やったので、また仕切弁入れました。そっちも入れました。もう弁だらけ、補修だらけという状況でございます。いつ、どこで漏水が起きても不思議ではないという状況で、この部分の水道管も早急に対処しなければならないところでもあります。

また、先ほど来、雨水対策でも申し上げましたとおり、短期間に集中して雨が降りますと、あっという間に冠水してしまうところでもあります。

また、三田・京塚・三軒地区、なかなか難しい、排水問題で難しい部分を抱えておまして、雑排水の組合があったり、町の施工の排水があったりと、なかなかこれも入り組んでいて、手をつけるのは少しちゅうちょしてしまうようなところでもあります。しかし、いずれかの段階で町が解決に向けて動かないと、三田・三軒・京塚地区の雨水排水の問題は決着がつきません。

あわせて、道路の問題になってまいります。古新田四ツ谷線が開通をし、町長に本当に御尽力をいただきまして、三田中通りの交差点には、暫定ではありますが、定周期の信号を設置していただくことができました。非常に事故の多い箇所、地元からの要望も強かった。

当初は、信号の設置基準からいってつけられないというところを、町長が再三、警察等に掛け合っていて、地元で待望の信号がついたということで喜んでおるわけでございます。

しかしながら、やはりあそこは完全な形での交差点の整備を望んでいるところでもあります。現状、非常に危ない状況なのはまだですね。一部建物があったり、用地買収が済んでいて、広

いところから狭くなって、また広くなったりと、危ないところもございませう。三田中通りの全面的な整備というのは地元のみならず、地元以外の方も望んでいる部分なのかなと思っるところでございませう。

水道、排水、道路の状況等々、非常に難しう。しかしながら、多くの人たちが住まわられている地区であり、一日も早く整備が望まれるところとございませうが、町としては工業団地アクセス道路、リバーサイドロード、駅北等多くの事業を抱えているわけですが、この三田中通り線については今後、整備計画をどのように考えられているのか、課題をぶつけた上で町長の考えをお伺いしたいと思っませう。

最後になりますと、国道17号バイパス・本庄道路の進捗状況及び今後の見通しとございませう。新・神流川橋のほうも工事も大変進みまして、ちょうど橋桁のところと、皆さん御覧になっているように、令和4年度中の開通を目指しませうということとございませう。

新橋の開通は見えてまいりました。当然、開通するに当たっては、現道17号への取付道路も完成すると思っませう。こちらはおおよそめどがついてきたわけとございませうが、ここから国道462号線との交差部分まで、都市計画決定をしている部分ですと。こちらボックスの部分の工事が始まったり、調節池の工事ができたりと。また、町内においてもくいが打たれたり、本当にやっところまで来たなという思があるところとございませう。

そこで、皆さん、この道路、いつ供用開始になるんだらうというのは非常に興味のあるところとございませうので、本庄道路の進捗状況及び今後の見通しについて、町で把握している範囲で結構とございませう。町長の答弁をお願いするところとございませう。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員の質問に対して、町長の答弁を求めませう。
町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず初めに、1、産業振興についての①町有地への企業誘致についてとございませう。

御提案いただきました町が所有する下水道終末処理場の建設予定地の跡地とございませうが、この土地につきましては、その管理方法や将来の活用方針などにおいて、様々な御意見をいただいているところとございませう。

この土地は、皆様も御存じのとおり、公共施設の設置を目的とした農業振興地域整備計画の変更により農用地から除外した土地であることに加え、農振除外後の現在においても第1種農地という位置づけがされております。

将来の活用方針を検討する場合においても、農振法や農地法の規制がございませうことから、

その範囲内で行える事業計画の検討が必要でございます。また、都市計画法や建築基準法など法令上の制限などもございますが、農業関連施設の設置という目的という点におきましては、農振法や農地法の基準の範囲内であると考えることが可能でございます。

現在、町が進めている加工・業務用野菜産地づくりプロジェクトにおける農産物加工施設の立地に関しましては、創業に向けたスケジュールの最適化のため、事業計画者による立地計画の見直しが行われているところでございます。上里町内の工場立地を目指して、事業計画者との調整を行っているところでございますが、今後、あらゆる可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に、2、雨水排水対策についての①上里東地域における雨水排水対策の早期実現に向けた取組についての御質問にお答え申し上げます。

上里公共下水道事業の雨水計画は、平成7年度に三田・三軒・京塚区域の元小山川第一排水区並びに古新田区域の古新田排水区において、雨水管渠基本設計を行いました。策定から20年以上が経過し、見直しをする必要があることから、令和元年度から令和2年度にかけて、雨水全体計画の位置づけを基本に検討を行いました。

令和3年3月議会でも答弁いたしましたとおり、両排水区ともに国の補助対象であり、河川に許容放流量を流下し続けることができ、超過降雨や長時間降雨にも効果のある平成7年度の雨水管渠基本設計ルートが採用となったところであります。

また、事業費については、住宅地の増加やそれに伴う農地等の減少などにより、雨水流出量が増大し、雨水管渠径が大きくなり、さらに河川への放流量の制限により調整池が必要なことから、元小山川第一排水区は約67億円、古新田排水区は約55億円となり、平成7年度に算出した概算額を大きく上回ることとなりました。

なお、三田中通り線周辺地域を限定とした雨水対策案は、事業費については一番安価に抑えられ、暫定的・限定的な対策として検討してまいりましたが、超過降雨や長時間降雨で調整池が満水になる危険性があり、また、放流先が本来の河川流域と異なることから、先行きの浸水リスクのおそれがあるため、元小山川へ放流する雨水全体計画に沿った雨水排水整備が有効な対策と考えております。

しかしながら、事業化には莫大な金額が必要であり、今後、町の財政状況や河川整備状況も見据え、河川管理者である県と連携し、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、3、JR神保原駅を中心としたまちづくりについてのお尋ねのうち、①駅の北側における道路整備や再開発等の基本的な考え方についてでございます。

JR神保原駅北口は、沿線の中で唯一、明治以来開発の手が入らなかった最後の駅と言われております。都市計画マスタープランでは、神保原駅北地区周辺を商業型複合住宅地に位置づ

け、都市機能の集積・強化を図るとともに、国道17号から神保原駅までのアクセス性の向上、密集市街地の解消を図り、本町の玄関口にふさわしい利便性の高い市街地の形成を目指すとしております。

また、神保原駅の東側からのアクセス性の向上と、道路の多重性の確保を図るための路線として神保原駅北東通り線を計画に位置づけるとともに、JR高崎線の利便性の向上を図るため、神保原駅北口駅前広場の整備を進めるとしております。

町議会からも、令和2年3月に「神保原駅周辺の開発と駅舎の建替えに関する要望決議」が私宛てに提出され、駅北口の開発について、県道神保原停車場線の拡幅及びクランク箇所への解消、神保原下野堂線の延伸による駅東から駅までの利便性の向上、駅前広場の整備などの御要望をいただいております。

このような方針や経緯を踏まえ、昨年9月から、地元有志による発起人会と課題解決に向けた考えについて検討を重ねるとともに、本年3月に実施したアンケート調査では、道路や駅前広場の整備、駅舎の検討、地域活性化の核となる高等学校移転誘致計画の推進など、町の考えを町民の皆様にお示しし、約9割の方にご賛同をいただきました。

この結果を受けて、現在、町では、神保原駅北の将来像や課題解決に向けた整備方針など、まちづくり推進の指針となる神保原駅北まちづくり基本構想の検討に着手しております。神保原駅北まちづくり基本構想の検討に当たりましては、地域の皆様とともに幅広い視点で駅北のまちづくりを検討する必要があると考えております。このため、学識経験者、地元地権者、関係団体、行政機関、公募で選任した町民の方で構成する神保原駅北まちづくり協議会を11月に設置し、第1回協議会を開催しました。

将来にわたって持続可能な町を実現するためには、神保原駅北まちづくり基本構想は必要不可欠であり、まちづくり協議会や多くの町民の皆様から御意見をいただいた上で、本年度中の策定を目指してまいります。

今後とも、選ばれる町・住み続けたい町にふさわしい町となるよう、町民、事業者の皆様方と力を合わせて取り組んでいく決意でありますので、御支援と御協力をお願いいたします。

続きまして、3、神保原駅を中心としたまちづくりについての②駅の南側における都市計画区域と農業振興地域の見直し及び学校法人の誘致についての御質問にお答え申し上げます。

なお、過去御質問いただいた際と答弁が一部重複いたしますが、御了承ください。

まず、神保原駅南地区につきましては、神保原駅南土地区画整理事業区域を核とする駅周辺の94ヘクタールが本庄地方拠点都市地域の拠点整備に位置づけられております。駅前広場をはじめ良好な住環境を有する住宅地の整備を図るため、本庄地方拠点都市地域基本計画に基づき、これまで34.1ヘクタールを神保原駅南土地区画整理事業として整備してまいりました。

本庄地方拠点都市地域基本計画は、平成7年に策定され、当時の計画では人口増加を見据えた面整備を重点的に推進し、市街化の拡大を図るものであります。

しかしながら、現在は、人口減少や高齢化が進展する中、将来にわたって持続可能な町、いわゆるコンパクトなまちづくりが求められております。そのため、本町におきましても、これからは市街地拡大による用途地域の拡張ではなく、コンパクトなまちづくりへと転換し、今年度内に策定予定の立地適正化計画においても、これを推進していく考えであります。

また、農業振興地域の変更に关しましては、都市計画との調整が必要とされております。都市計画の変更などまちづくりの要請の中で、農業振興地域の変更を調整することが想定されますが、農業振興地域の指定は県知事が行うことから、都市計画の変更がない中での地域の変更は難しいものと考えられます。

一方、学校法人の誘致に关しましては、本年1月以降、学校法人の理事会において選定された、移転希望地である神保原駅北側の大型商業施設跡地について公有地化を図るため、地権者の代理人と交渉を重ねております。

学校法人からは、駅から徒歩10分圏内の用地に移転という方針とともに、当該地への移転検討について変わりはないとのお答えをいただいております。

町といたしましては、当該地はまちづくりの核となる重要な用地であると認識しており、引き続き地権者側と協議してまいりますので、町民の皆様、議会の皆様には御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、都市計画道路神保原駅南大通り線整備と古新田四ツ谷線の見直し及び整備についてでございます。

神保原駅南大通り線は、神保原駅南口駅前広場から古新田四ツ谷線までを結ぶ延長約760メートルの都市計画道路であり、そのうち約490メートルは神保原駅南土地区画整理事業に合わせて整備が完了しております。残り約270メートルの整備につきましては、古新田四ツ谷線への接続により車両交通量の増加が見込まれ、四ツ谷交差点周辺がさらに混雑することが予想されることから、四ツ谷交差点の改良と古新田四ツ谷線の整備に合わせて進める必要があると考えております。

四ツ谷交差点は、5つの路線が交差する危険な箇所であり、交通事故が多発しており、また、通勤時間帯には交通渋滞も発生していることから、交通安全の確保と渋滞の緩和を図るため、交差点の改良が必要不可欠でございます。このため、四ツ谷交差点の改良を含む古新田四ツ谷線の見直しにつきまして、現在、県と都市計画の変更に関する協議を進めております。

具体的には、中央通り線から神保原堤線までの区間を廃止して、四ツ谷交差点に接続できるように一部ルートを変更する予定であり、現道の付け替え整理を行いながら、現在の5差路か

ら4差路の交差点に改良するものでございます。

神保原駅南大通り線と四ツ谷交差点の改良を含む古新田四ツ谷線の整備につきましては、都市計画決定の見直し及び現在進めている道路整備の進捗状況を踏まえて進めてまいります。

道路整備に当たりましては、地域にお住まいの皆様にご事業の必要性など丁寧な説明を行い、御理解と御協力をいただけるよう努めてまいります。

次に、4、上里スマートインター周辺関連の整備についてのお尋ねのうち、①リバーサイドロードの進捗状況と開通見通しについてでございます。

リバーサイドロードは、上里スマートインターチェンジから県道藤岡本庄線を経由し、国道254号を結ぶ延長約2,000メートルの道路で、上里サービスエリア周辺へのアクセス性向上により、地域の活性化や国土強靱化に資する重要な幹線道路でございます。

リバーサイドロードの整備に当たりましては、国土強靱化に関する交付金を活用しており、国の支援をいただきながら鋭意進めているところでございます。

現在の進捗状況でございますが、令和2年度に詳細設計を実施しており、令和3年度から上越新幹線南側延長430メートルの工事に着手し、令和4年3月の完成を目指しております。また、一部区間で用地買収が必要な箇所があることから、用地測量を実施しており、令和4年度から用地交渉を進めてまいりたいと考えております。

リバーサイドロードの開通見通しにつきましては、用地買収が必要であることや関係機関との協議がございますので、現時点ではお答えできませんが、地権者への丁寧な説明や国・県との十分な調整、交付金の活用により、早期に完成できるよう努めてまいります。

続きまして、②上里スマートインター周辺整備のロードマップについてお答え申し上げます。

上里サービスエリア及び上里スマートインターチェンジ、そして周辺地区、産業団地を含む一帯、いわゆる上里サービスエリア周辺地区は、町に雇用を生み出し、町内外から多くの交流人口を生み出す、上里町が誇る最も重要な地域資源の一つであると認識しております。町の最上位計画である第5次上里町総合振興計画前期基本計画をはじめ、まちづくりの方針を定める上里町都市計画マスタープランなど様々な計画において、上里サービスエリア周辺地区の重要性を位置づけております。

また、令和元年6月には、町の各種計画における上里サービスエリア周辺地区の位置づけを踏まえ、取組の具体化と実現を目指した上里サービスエリア周辺地区の整備方針を策定し、本町の中心的な観光拠点や人・物・仕事が充実した広域交流拠点を目指すことを構想とした上で、周辺地区を公園ゾーン、農業体験ゾーン、水辺ゾーンの3つのエリアに分け、整備を進めていくことなどを示しております。

現在の状況といたしまして、周辺地区の中央に位置する公園ゾーンは、令和3年10月に「人

を迎え入れ、人が集まり、人が憩える空間」をコンセプトに、多様なイベントにも活用することができるこのはな芝生広場を整備いたしました。

観光農業・体験農園を推進する農業体験ゾーンでは、令和2年度より田んぼオーナー制度を開始、農業体験や栽培した米の直接契約・購入をすることができ、町外の方に登録していただいております。

親水性のある新たなレクリエーション拠点整備を推進する水辺ゾーンにつきましては、河川管理者である高崎河川国道事務所との協議等が必要となります。

町といたしましては、各方面から注目されており、今後、ますます交流人口が増加していくことが期待される、この周辺地区を整備することが必要と捉えております。

今後につきましては、公園ゾーンでは企業と連携した多彩な集客イベントの開催、農業体験ゾーンでは観光農業や体験農園などの取組、周辺民間企業と連携したイベント開催、水辺ゾーンでは河川空間と町空間が融合する空間形成や自然体験、観光学習の場の検討を進めてまいります。

そのためには、行政だけでなく、周辺地区事業者をはじめとする関係者の協力が不可欠であり、連携を図りながら、新たな産業・観光機能の集積や事業展開を進めていくべきと認識しております。

今後につきましても、各ゾーンにおける取組等を含めた周辺地区の将来像を描いていくなど、上里サービスエリア周辺地区をさらに活性化させ、他の魅力的な道の駅やサービスエリアに負けない本町の中心的な観光・交流の拠点となるよう努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、5、道路整備についてのお尋ねのうち、①児玉工業団地アクセス道路の進捗状況と開通見通しについてでございます。

児玉工業団地アクセス道路は、県道上里鬼石線と児玉工業団地を南北に結ぶ延長約900メートルの道路で、工業団地へのアクセス性向上により、産業のさらなる発展につながるとともに、通学路の安全確保や生活道路の混雑緩和が飛躍的に改善される重要な幹線道路でございます。

現在の進捗状況でございますが、令和2年度末時点の用地買収は面積割合で約95%、工事は延長割合で約20%でございます。

用地買収につきましては、相続手続や事業にご理解いただけていないなどの理由により交渉が難航しておりますが、現在も粘り強く交渉を継続し、御協力をいただけるよう努めております。

また、令和3年度は延長190メートルの工事を実施しており、総延長370メートルの道路整備が完成する予定で、整備率は41%となる見通しでございます。

児玉工業団地アクセス道路の開通見通しでございますが、リバーサイドロードと同様に、用地買収が必要であることから、現時点ではお答えできませんが、地権者への丁寧な説明や交付金の活用により、早期に完成できるよう全力で取り組んでまいります。

次に、②都市計画道路三田中通り線についてでございます。

都市計画道路三田中通り線は、昭和49年に都市計画決定された計画幅員12メートルの道路であり、三田久保原線と県道藤岡本庄線を結び、古新田四ツ谷線と交差する重要な幹線道路でございます。

三田中通り線につきましては、大型商業施設の進出や住宅開発などにより交通量が増加しており、道路の拡幅整備は、選ばれる町・住み続けたい町を目指したまちづくりを実現するために欠かせないものと認識しております。

道路の拡幅整備に当たりましては、近年も発生したゲリラ豪雨により、周辺地域で道路冠水が発生しているため、雨水排水対策と一体的な整備が不可欠であります。整備に係る費用は膨大であり、今後の財政状況を踏まえ、慎重に判断する必要があります。

一方で、本年6月に千葉県八街市の市道におきまして、下校途中の小学生の列に飲酒運転のトラックが衝突し、児童2名が死亡、3名が大けがを負う大変痛ましい事故が発生いたしました。

三田中通り線は、小学校の通学路に指定されており、事故発生を未然に防ぐための安全対策が急務であると考えております。このため、町では、10月に作成された第5期埼玉県通学路整備計画に三田中通り線の歩道拡幅を位置づけ、必要な対策を実施することといたしました。

私としては、児童の安全を最優先に、歩行者空間の確保に向けた対策を実施し、雨水排水対策と一体的な整備についても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、③国道17号バイパス本庄道路の進捗状況及び今後の見通しについてでございます。

本庄道路は、深谷市と群馬県高崎市を東西に結ぶ延長13.1キロメートルの広域幹線道路で、国道17号の渋滞緩和や交通事故の発生防止、地域の防災・震災対策等に大きく寄与するバイパス事業でございます。現在、本庄市沼和田から群馬県高崎市新町間の延長7.0キロメートルについて、国で整備を進めております。

進捗状況と今後の見通しでございますが、本庄道路を所管する国土交通省大宮国道事務所に問合せをしたところ、令和3年度は整備に必要な用地買収や改良工事、神流川橋の架け替えを行っているとのことでございます。用地買収率は、令和2年度末時点で約73%まで進捗しており、また、新たな神流川橋は、令和4年内に上り線を使用した暫定2車線で開通する予定との御報告を受けております。

私としましては、本庄道路ができることで、新たな人や物の流れが生まれ、上里町にとって

地域の活力への大きな後押しとなることと考えております。また、本庄道路から町の中心拠点である神保原駅周辺までのアクセス性を高めることにより、持続可能なまちづくりに寄与すると考えておりますので、本庄道路の開通に向けて、より一層の協力・連携を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ありがとうございます。

では、何点かなんですけれども、気になるところを再質問、順次させていただきたいと思えます。

まず、1番目の町有地への企業誘致ということですが、何らかの形では考えられているということでした。

先ほど、最後、本庄道路の進捗状況のところ、用地買収も73%、2年末ですね。それ以上進んでいるでしょう。また、それに併せて県道上里鬼石線ですか、北側の延伸の部分についても用地買収も進んでいるようで、物件補償も何件か済んでいるようで、解体されて、見通しがよくなっていますよね。当然、それができてくれば、本庄道路と併せて県道が北に伸びて、その交差するところの北側にこの町有地があるわけですね、ちょうど交差点ですね。そのすぐ北側が、今、忍保川に架かっている橋ということで、ここを架け替えないと、なかなかこの町有地、処理場予定地跡は活用が難しいということであるとは思いますが、もうだいぶ迫ってきましたね。そろそろここ、本気で活用すること、こっちがもう動かないと、道路のほうが先、先行してくるのかなと思っています。

是非、先ほど申しあげました冷凍ギョーザ工場に限らず、違った産業でも、1つ、例えばです、これは全然例えばの話、法的な問題だけで言うんですが、第1種農地の中で建設できる工場としては花火工場だったですかね、たしか花火工場はオーケーと書いてあった、見た記憶がありました。間違っていたらごめんなさいです。

可能性としてはほかのこともあるのかなと思いますけれども、やはり農業振興、もう下水道終末処理場ではなくなったということを考えると、農業振興だと思いますので、冷凍ギョーザ工場に限らず、また、町長得意のトップセールスで、是非誘致活動していただきたいと思えますけれども、改めて本庄道路、それから県道の北への延伸の実現性も含めてなんです、決意をお聞かせいただければありがたいなと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の再質問にお答え申し上げます。

下水道の終末処理場については、先ほど答弁しましたように、農振地域の場所でもありますし、いろんな考えがあるかと思いますが、それなりの制限もあるということで御理解いただいた上ですね。防災面での道の駅というのも、あるところから提案を受けています。

本庄道路については、納谷議員も御存じのように、本庄市のほうもまだ事業化されていませんが、道の駅を考えたいということもあるようでございますが、防災面でのいろんな施設等を含めると、烏川、利根川に近いところに防災的な拠点があってもいいのかなという感じはしています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 続いて、2のところなんですけれども、これ軽くなんですけれども、本来の計画どおりに進めるよという考えなのかな。だけれども、難しいので、暫定的な整備も考える必要あるのかなと、これどっちとも取れないようなお答えだったのかなと思うんですね。

実現性から見ると、当然、本則に基づいた計画は難しいのかなと思うので、当面はやはり三田中通り周辺の雨水排水対策を実施する必要があると思います。

以前も申し上げましたとおり、三田中通りを着手することによって、道路整備というだけではなく、例えば幅員12メートルを利用した路床ですね。下のところに貯留施設を設置するであるとか、古新田四ツ谷線に現在入っている600ミリほどの直径の管ですかね、これが現在、上里鬼石線のいわゆるキャノン管に接続されて、それが下流まで流れているわけですが、その三田中通りに貯留管を設けて、古新田四ツ谷線に入っている管に降雨がやんだ後、雨がやんだ後にそちらに流下させるだとか、古新田四ツ谷線に入っている管を利用して、さらにそれを西に延伸して、農振地域内に遊水地を設けるだとか、設けた遊水地、これはもちろん民地ですから勝手なことは言えませんが、構想としては、設けた遊水地、平時は公園として、広場として使うだとか、そういった計画を暫定整備と併せて道路、道路と併せてなので、だから、緊防債であるだとか強靱化だとか、そういったメニューも使えなくもないのかなと思うんですね。雨水排水だけのスポットでやるとここじゃないよというお話ですけれども、それらを絡めてやれば、もしかしたら、起債としては緊防債、有利なものが使えたり、何かしら手だてがあるんじゃないのかな、防災面で押せばという考えなんですね。

なので、是非これ、お話をさせていただくと、それはどうなんだまち整備、いや、こっち雨水排水のこっちは計画だから、上下水だよなんて、こんなことになりかねないので、是非、所管課が力を合わせていただいて、町のインフラ整備を進めていただければなと思うんですが、

その旗振り役は当然町長だと思いますので、そういった観点からも、三田中の雨水排水、道路と併せての整備はいかならうでしょうか、水道も併せてですけれども。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員からの再質問にお答え申し上げます。

当初の本来、計画としては、元小山川第一排水区並びに古新田排水区につきまして、元小山川へ放流する計画であり、河川整備計画と整合性を図っているものでございます。

三田中通り線の周辺地域に限定した雨水対策につきましては、流域外である御陣場川へ放流する必要もありますが、このために流域外への放流について県と協議したところ、放流する場合の条件を提示され、経済性を検討した結果、元小山川へ放流する、雨水全体計画に沿った雨水排水整備の検討を進めるということが基本という県の指導を受けまして、そういう状況でございます。

また、先ほど答弁でお話ししましたように、三田中通り線については通学路の整備を急ぐということでございますので、そういった計画と併せて、全体をもう一回シミュレーションとか、そういったことで費用対効果と経済性ですね。そういったものを考えながら、推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 是非、水道、排水、それから道路、歩道、児童・生徒の安全、いろんな面からもう一度検討を加えていただければありがたいなと思います。

さて、それでなんですけれども、続いて、3番目の項目であります。駅北の関連なんですけど、どこの項目ということじゃなく、大きく3つ目の項目です。

広報が届きまして、「町長コラム」の中に「『まちづくりの進め方』や『駅周辺の在り方』を地域の皆様や関係機関と共有しながら進めていくことが重要であります。」と、これはもうごもっともなんだなと思うんです。

そこで、「地域の皆様や」、「や」というところがちょっと気になったんですね。簡単に、一言で言ってしまうと、今回の協議会の委員は、日頃地域住民と行政のパイプ役だとおっしゃっている、御尽力をいただいている区長さんがどなたもお入りになっていない。この辺については、町長、どのような考えで、地域の、地元の声を吸い上げていこうということなのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の再質問にお答え申し上げます。

協議会の委員に地元区長さんに入っただけでないかという御質問かと思えます。

協議会の委員につきましては、まちづくりに対する御意見を幅広くお伺いするため、様々な分野から選任いたしました。区長さんの皆様に別途説明して、御意見を伺う機会もございますので、是非その場で意見交換、また、是非皆さんの積極的な参加をお願いしたいと思っております。

私も町長に就任してから、コロナが発生する前、タウンミーティングを各地区で5回やらせていただきました。その中で、いろんな地域の実情、そういったところも含めて、また、神保原駅の北についても、地域の皆さんから直角クランクの解消、神保原小学校へ向かう通学路の整備を急げということをお伺いしておりまして、過去に児童が事故に遭ったことも踏まえると、何とかこの地域を安心して住める町にしたいという思いで今、進めているところでございますので、地域の皆様にも是非御理解をいただけるよう努力してまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 区長さんがね、地元の声を幅広く聞くということだったら、区長さん入ってもよかったんじゃないのかな、外す必要がないのかなという気はしておるんですね。

〔発言する者あり〕

○11番（納谷克俊君） 外したんじゃないということだと思うんですけども。

最初のまちづくりニュースの創刊号の中で一番下、今後のスケジュールのところ、アンケート調査をやって、第4回の発起人会、その後、住民説明会ということでございました。たしか、都市マスの議論をしているときのタイムスケジュールの中に、今日、ちょっと持ってこなかったんですが、その中にはたしかもう少し具体的に、住民説明会というよりも、二丁目、三丁目、東町説明会と書いてあったかなと記憶しております。ごめんなさい、今日ちょっと資料を忘れてしまったので、はっきりしたことは言えないんですが。その辺は、私たちの知り得ることではないんですが、この説明会というのは実施された上での協議会の発足という認識でよろしいのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の再質問にお答え申し上げます。

住民説明会については、当初、協議会の前ということでありましたが、ちょっと事情という

か、この協議会を進める中で住民説明会を予定しております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） これは考え方の相違なので、何回言ってもあれなんですけれども、やっぱり最初に伺うべきというか、最初に示すべきだったのかという気がしています。

たたき台がなければ意見が出ないよということなんですけれども、意見を聞いた上でたたき台つくって、もう一度返すんでもいいんじゃないのかという、それがよほど丁寧なやり方なのかというのは皆さん思うと思うんですね。

最初につくられてしまえば、それに対しての意見しか言わないじゃないですか。例えば、真っさらなところに、これは必要だよ、あれは必要だよ、さっき言った県道の拡幅、クランクの解消だとか、駅広を整備する、駅舎を整備する、これは必要だよという意見が出てきたら、それに対して構想案をつくっていく。住民の皆様が求めているものを盛り込んで構想案をつくっていくよというのが、私、本来のまちづくりの在り方だと思います。ITの世界は私存じ上げませんが。

そういうことを考えると、やはりそこには当然、地元の皆さんとパイプ役ということを見ると区長さんが必要だったかと思えますし。

今回、協議会の委員も、1人、何というんですか、定員より少ないですよ。たしか定数は17名以内というところに16名なのかなと思いますので、これ区長さん、これから、ちょっとこれから声かけるのは失礼かもしれませんが、定員が1人あるんですから、入れたらいかがなんでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員の神保原駅北口のまちづくりについての再質問にお答え申し上げます。

まちづくり協議会について、1名枠ということですが、これは、いろいろ知見をお持ちの方、いろんな分野から、また、公募で選んだ方もいらっしゃいますし、そういった中で1名は、協議会を進めている中で、必要な人材を投入できる1つの枠という形で考えていただいて、区長さんにおかれましては、今後、ワークショップとかそういった、いろんな機会を捉えて参加していただくことになると思います。

また、今の段階では構想ですから、まだ具体性はもう少し、これから協議会の中でいろいろ議論を踏まえて、構想を固めていく段階でございます。そういう段階で、何か材料がなければ、

なかなか議論のたたき台にもならないということで、構想を掲げていることをごさいます。そういったところで御理解いただきたいと思っております。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） たたき台がたたき台で済めばいいんですがというところを以前から懸念をしております、各種の審議会、協議会でも大体もう町でできたものね、ほぼほぼ修正がなく通ってしまうので、そのたたき台をつくるためのたたき台をつくる意見を聴取する場が欲しかったなというのが非常に残念なところであります。

先ほど四ツ谷の交差点の改良のところでも町長おっしゃっていました。事業の必要性を丁寧に説明する必要があると。これこそ、まさしくこれ、神保原の駅北の話だと思うんですね。道路を拡張すれば、当然そこに当たる人がいる、地権者がいたり、地上権、要するにお住まいの権利を持っている方がいたり、その人どこに行くんだとか、そういったところは四ツ谷の交差点どころではない丁寧さが求められるにもかかわらず、何かこのところ急いでいるなという気がします。

発起人会から、立ち上げから協議会の設置まで。協議会の設置まで急いだとしても、その構想をまとめるのがまた今年度中、非常に大事なところであって、その間に住民の説明会も開かないと、当初予定されていたのをちょっと事情があって開かないということです。

それで、構想がまとまってしまうたら、それこそもう意見を、地元の皆様の意見を盛り込んでいくところがなくなってしまうと思うんですね。是非、構想の段階で一度やったほうがいいのではないのかなと、私の余計な親切心から御提案するわけをごさいます、もう時間がないので、これで最後にさせていただきますけれども、是非、構想をがちがちに決めてしまう前に、地元の方に説明をして、意見を聴取されたいかがでしょうか。町長、いかがお考えでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の再質問にお答え申し上げます。

駅北まちづくりの実現に向けた検討というプロジェクトといいますか、協議会の設立の中で、当初から、1月下旬ないし2月も含めて住民説明会、意見交換会を予定しております。そういった中で御意見いただきたいと思っております。

今、基本構想ですから、案という形で今やっていますので、そういった1つのたたき台といいますか、そういった意見を伺う内容をごさいますので、是非、住民説明会等を御活用いただ

ければありがたいと思っております。

まして、この構想というのは基本構想ですから、また大きな枠が、具体的なスケジュールが、内容が出てきますので、その後で御議論いただければありがたいと思っています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時5分でございます。

午後 2時51分休憩

午後 3時05分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 議席番号7番齊藤崇でございます。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きな項目で3項目。最初に1、空き家対策について、2、町の公共施設について、そして3番目として公務員制度について質問をいたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

では、1、空き家対策についての1つ目として、県北空き家バンク制度について伺います。

この件については、同僚議員も何回となく取り上げているというふうに思います。少し古いデータではありますが、埼玉県内でも約35万戸、我が町ではどれくらいかという、直近のデータでは約375戸であります。

町では、平成23年に空き家等適正管理条例を策定し、平成28年に全空き家の現地確認を実施、空き家の件数はこの当時159件で、総住宅数の1.3%でした。昨年度、令和2年度にはこれが倍以上に増えたこととなります。

そこで、平成29年2月に3市4町で県北空き家バンクを設立、目的は、3市4町の空き家所有者が貸したい・売りたい家を登録し、そこに移住・定住を希望する人への物件情報を紹介するものとあります。

ところが、設立してから4年ほどが経過しましたが、一向に実績は上がっていないように思うのは私だけでしょうか。昨年度の実績は、僅か2件と聞いています。

空き家を放置しておくと、雑草がはびこったり、樹木の枝が越境したりし、動物がすみついたり、社会生活にも悪影響を及ぼします。

もっと町民に空き家バンクを知ってもらい、活用してもらうにはどうしたらよいか、知恵を出してこの制度を活用してほしいと思います。町長の答弁をお願いします。

次に、②空き家ハウスクリーニング事業について伺います。

数年前の定住促進事業に替わっての事業と認識しております。この事業は、ハウスクリーニングを行うことにより、利活用可能な空き家を確保し、空き家を持っている人とU I J ターン者をはじめとする空き家を利活用したい人を結び、上里町へ定住促進による地域の活性化を図ることが目的とあります。

しかしながら、この事業も、昨年度は実績が、何とゼロです。事業として、私も賛成ですが、もっと知恵を出し工夫し、成功事例を研究してはと思います。また、ホームページやチラシなど、あらゆる手段を駆使して啓発すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

③空き家実態調査（アンケート）の結果について伺います。

昨年度、令和2年度に空き家意向調査業務と位置づけ、委託料256万3,000円の経費でアンケート調査を実施しました。意図は、空き家の利活用手段の一つとして、埼玉県北部地域空き家バンク制度をお知らせするとともに、（中略）今後の上里町における住宅施策の重要な基礎資料として活用したいとあります。

アンケートの設問は至って簡単で、何と13問であります。私もこのアンケートの内容を読ませていただきました。これだけの内容のアンケートですが、委託料が先ほど申しましたように256万3,000円です。それだけの価値があるとは思えません。職員でも何人かで知恵を出せば、このぐらゐの設問は作成できるんじゃないでしょうか。

また、重要な基礎資料として活用すると言っていますが、アンケート調査が終わって半年以上が経過しています。費用対効果の観点から、今後どのように活用するのか、具体的に伺います。

次に、2、町の公共施設について伺います。

①公共施設再配置・維持保全計画について伺います。

この質問は、過去多くの同僚議員からもありました。町の公共施設は、多くが建築から30年以上が経過し、深刻な老朽化が進んでおり、今後は多くの施設で改修や建て替えなどが必要になってくることは明白です。他方、少子高齢化や人口減少が急速に加速し、今後、町の財政状況は一層厳しくなると予測されます。

そこで、町では平成28年度に上里町公共施設等総合管理計画を策定、この策定に位置づけられた保有施設に関し、施設保有量の縮減目標を達成するための統廃合、複合、集約化に係る再配置の方針と再配置の現実に向けた対策内容、対策時期と優先順位の考え方を明らかにする維持保全の方針を定めるとともに、予算規模に応じた対策費用の平準化を行うことで、明確な対

策実施と着実な公共施設マネジメントの推進を図るとあります。

この再配置・維持保全計画は令和2年3月に策定されていますが、実は平成25年に東洋大学に委託して作成したアセットマネジメントなる白書に、町の公共施設に対する対応方針が指摘されています。これまでの空白期間は何であったのか。要するに、平成25年から令和2年度までの空白時間ですね、この空白時間というのはどういうためにあったのか、伺います。

②町の計画、第1次計画期間（2020年度から2029年度）について伺います。

多くの町の公共施設が、この第1次計画期間内で改修や複合化が計画されています。先ほども申したように、築30年を経過している施設が多く、安全性が担保されていない施設も少なくありません。

この計画書を見て、私は優先順位をつける気にはなれませんでした。本来なら一斉に取りかかっていただきたいのですが、それは無理な話で、事業費で見ても年間約1.5兆円、10年間で約51.2兆円もの事業費が必要で、町の財政が逼迫するのは明白です。

このような状況の中で、特に気になるのは保健福祉施設です。計画では、保健センター、老人福祉センター、それに福祉町民センターを機能複合化して建て替えを行うとあります。時期は2021年から2023年、21年はもう始まって、終わろうとしています。それなのに、どこに建設するのか、建設場所等、公表されていません。もちろん、議会にも説明はありません。これは、執行部だけで秘密裏に事を進めているのでしょうか。具体的な答弁を求めます。

いずれにしても、計画は変更なく進めていただきたいと思いますので、町長の決意をお聞きします。

次に、3、町の義務として、安全性を優先して施設を提供しているかについて伺います。

先ほどからの内容が重複してしまうかもしれませんが、老朽化が著しかったり、耐震対策が不十分な施設を町民が利用しているのが現状であります。災害はいつやってくるか分かりません。今日の昼のニュースでも、三重県の御坊市で、付近で震度5弱の地震が発生し、御坊市の市役所は耐震不足で、職員が外へ緊急避難、昼の時点では中に入れず、業務がストップしているような状況です。そんな中で、上里町町民は不安を抱えて利用しています。

中でも公民館は、中央公民館が今年度いっぱいワープ上里へ機能移転が決定しました。また、長幡公民館は10月いっぱい閉館となり、16ある定期利用団体が賀美公民館、七本木公民館へ振り分けられました。ここで不可解なことは、賀美公民館も七本木公民館も安全性が担保されていない施設です。耐震性が担保されていないんです。平成25年の町のアセットマネジメント白書でも、このことは指摘されています。それなのに、町は長年手をつけず、昨年度策定した公共施設再配置・維持保全計画に盛り込みました。

そこで、保育園を例に取ってみますと、当時の中央保育園、それに長幡保育園も耐震対策は

されてなく、平成26年12月からプレハブ園舎を設置し、約5年間運営してきました。これは参考までに、2年のリース料は合計で1億2,700万程度です。なぜ保育園は早急に対応して、公民館は後回しなんですか。

平成25年には両方とも指摘されているわけです。両方とも上里町町民が利用する施設です。年齢の差があって、保育園は年少者、公民館は比較的高齢者が利用する施設であります。同じ考え方、同じ町の重要な施設です。町長の答弁を求めます。

賀美公民館は2026年、2027年に賀美児童館に機能移転、七本木公民館は2024年から2025年に男女共同参画推進センター、児童館へ、長幡公民館は2023年から2024年に児童館へ機能移転と計画されています。問題なのは、長幡公民館の利用者の安全性が不十分な施設へ移らなければならないのか、なぜ移らなければならないのか、これは一時的な措置なんですかけれども、町長の答弁を求めます。

最後に3、公務員制度について質問いたします。

1、会計年度任用職員について。

皆さん御存じのことと思いますが、2020年4月、昨年度ですね、令和2年度から地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度が導入されました。会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2の規定に基づき任用される非常勤職員で、休暇、福利厚生、手当等が拡充される。一方、服務規律、守秘義務や職務に専念する義務等が適用され、懲戒処分等の対象にもなります。また、フルタイム会計年度任用職員には、兼業も禁止されております。

会計年度任用職員には、勤務時間の違いによりパートタイムとフルタイムの2種類に分類。パートタイム会計年度任用職員は、常勤職員よりも週の勤務時間が短い職員、また、報酬、期末手当、費用弁償が支給されるとあります。フルタイム会計年度任用職員は、正規職員と週の勤務時間(38時間45分)が同じ職員とされ、報酬、期末手当、通勤手当、それに退職手当が支給されます。さらに、昇給こそないものの、再度任用時には、経験年数等を踏まえ格付を変更できる。職種は、事務職、保育職、医療職、その他専門的な職等多岐にわたります。

そこで、フルタイム会計年度任用職員については、ほとんど正規職員と同じ職種に従事するわけですが、責任ある立場に置かれるのか。例えば、何人かでチームをつくって、あるテーマについて作業した場合に、そのリーダー的な責任ある立場に置かれたりするのかな、伺います。

なぜこのような質問するかというと、一会計年度任用職員で次年度は再任用されない場合もあり得るからです。

②正規職員と会計年度任用職員との格差について質問します。

まず、我が町の正規職員数に対する会計年度任用職員数の割合をお聞きいたします。

全国的に正規職員数は減少傾向にあり、一方、非正規職員は増加傾向にあります。正規

職員が非正規職員に置き換えられているのが実態です。これは、行政コスト削減のためと言っても過言ではありません。

住民の命と暮らしや権利を守る自治体の業務は、恒常的で専門性が要求されます。任期を定めない正規職員を中心とする公務運営の原則が崩される実態を追認し、固定化、住民の暮らしに密着した仕事のほとんどを会計年度任用職員に担わせることを正当化することになりかねません。

待遇面はというと、給料は正規職員の3分の1から半分程度、通勤手当などの各種手当も十分とは言えず、年休や各種休暇でも差がつけられています。労働条件面で正規職員との格差を残したまま、義務や規律、処罰だけは正規職員並みということは問題だと思いますが、これらの格差について、町長はどのような見解か、答弁をお願いします。

これで一度目の質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず1、空き家対策についての①県北空き家バンク制度（3市4町）についての御質問にお答え申し上げます。

埼玉北空き家バンクは、空き家の売却・賃貸を希望する所有者から、登録していただいた物件情報をホームページ等で空き家を利用したい方へ紹介する制度として、埼玉県北部の7市町（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、寄居町、上里町）が共同で設立し、運営しております。

空き家バンクへの登録物件数の累計は、7市町全体が30件、うち上里町は2件、成約済みの物件数は、7市町全体の累計が23件で、上里町の2件の物件も成約となりました。したがって、現在、7市町全体での空き家登録物件数は7件で、上里町はゼロ件となっております。

なお、空き家の活用相談はあっても、空き家バンクへの登録まで至らないケースもございます。成約済みとなっている物件もあることから、一定の成果は出ておりますが、議員御指摘のとおり、7市町全体で見ましても、空き家バンクへの登録物件や利用希望者の登録数としては少ない状況でございます。空き家は個人の財産であり、売買等について、所有者や相続人全員の意思がまとまらないことなども、登録件数が少ない要因の一つかと考えられております。

埼玉北空き家バンクにつきましては、町のホームページや広報等に掲載するほか、庁舎や公共施設等へチラシを設置し、制度の周知に努めております。

また、令和2年度からは、固定資産税納税通知書の全てにお知らせを同封しており、昨年度

は空き家実態調査（アンケート）の依頼の際もチラシを同封いたしました。

引き続き、様々な機会での周知と併せて、空き家実態調査（アンケート）結果を活用し、対象を空き家所有者に絞った形で、再度、空き家バンクへの登録についての直接勧奨等も検討してまいりたいと考えております。

また、運営主体である埼玉県北部地域地方創生推進協議会の7市町とも連携し、空き家に係る対策や状況等の情報交換と併せて、埼玉北空き家バンクの利用促進などについても取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、②空き家ハウスクリーニング事業についてお答え申し上げます。

町では、埼玉北空き家バンクに登録された町内の空き家をハウスクリーニングによる環境整備を行うことにより、利活用可能な空き家を確保し、空き家を持っている方とUIJターン者をはじめとする空き家を利活用したい方を結び、上里町への定住促進による地域の活性化を図ることを目的とした上里町空き家利活用推進事業を令和2年4月より実施しております。事業実施に当たり、広報かみさとや上里町ホームページへの掲載、固定資産税納税通知書に事業のお知らせを同封するなどの広報啓発活動を実施してまいりましたが、残念ながら利用までには至らず、令和2年度の利用件数はゼロ件となっております。

大きな理由の一つとしては、補助条件である埼玉北空き家バンクへの登録の伸び悩みなどがあると考えられます。事業をより活用していただくためには、広報やホームページ、SNS等を活用した空き家所有者や空き家利活用希望者への事業周知に加え、他自治体の動向、事例などを踏まえ、事業内容の見直し等も検討していく必要があると考えております。

今後につきましても、本事業や埼玉北空き家バンク登録制度を推進していき、空き家の減少と利活用推進のため、積極的に支援していきたいと考えております。

続きまして、③空き家実態調査（アンケート）の結果についてでございます。

令和2年度空き家所有者意向調査業務委託は、令和元年度に実施した空き家実態調査の情報等を基に、土地家屋課税情報と突合を行い、所有者情報を更新した上で、アンケート用紙等を送付しております。また、空き家個別帳票の作成やアンケート結果の集計、分析等、空き家調査等の業務に精通した技術者が遂行しており、町職員の事務負担の軽減と専門的知見を取り入れた結果報告や課題等が整理でき、委託した成果はあったものと認識しております。

空き家をもたらす多岐にわたる課題に横断的に対応するためには、関係部署が連携して取り組む必要があることから、今年の8月に関係部署（総務課、総合政策課、町民福祉課、高齢者いきいき課、まち整備課、産業振興課、くらし安全課）で空き家対策に係る打合せ会議を開催しました。会議では、空き家実態調査（アンケート）の結果を活用しながら、町内における空き家の実態と空き家所有者の意向等を情報共有し、各部署で取り組める対応や対策等を検討し

たところでございます。

また、11月には起業しようとする商工業者等への空き家の利活用について、上里町商工会と産業振興課、くらし安全課で打合せ会議を開催したところでございます。

今後も、空き家実態調査（アンケート）結果を活用し、アンケート対象者に対する再度の埼玉北空き家バンク制度や適正管理等の周知と併せて、地域コミュニティや店舗などでの利活用、各種支援制度の検討など、関係部署の連携を密にした空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、アンケートの結果から、空き家に対する総合相談窓口を求める意見もありましたことから、相談会の開催について調査研究を進めてまいりたいと思います。

続きまして、2、町の公共施設についての①公共施設再配置・維持保全計画につきましてお答えを申し上げます。

現在、町内には多くの公共施設が建築後30年以上経過しており、今後、施設の老朽化の進行に伴って、大規模な改修や更新時期を迎えることから、公共施設の維持や更新が町の財政にとって大きな負担となっていくことが予想されております。

一方、人口減少や少子高齢化が進み、税収の減少や扶助費の増大など厳しさが見込まれる財政状況下において、全ての公共施設を維持し続けることは困難な状況であり、施設総量の抑制などにより施設維持に要するコストを縮減していくことは避けて通れない状況であります。

このような状況の中、町では平成25年度に東洋大学PPP研究センターの協力の下、町が保有する公共施設を総合的な視点から現状を把握・分析し、今後、町民の皆様と施設の在り方について検討するための基礎資料とする「上里町公共施設白書」を策定いたしました。

そして、平成28年度に公共施設に関しての町の基本的な考え方や全体目標、取組等について定めた上里町公共施設等総合管理計画を策定し、令和元年度には総合管理計画における基本方針及び理念等を踏まえ、各公共施設の再配置方針等を示した上里町公共施設再配置・維持保全計画、いわゆる個別施設計画を策定いたしました。

議員御質問の公共施設白書策定から再配置・維持保全計画までの間の空白期間における町の対応といたしましては、平成26年度には、公共施設の適正配置等に関するアンケートの調査を実施するとともに、東洋大学PPP研究センターに委託し、公共施設等総合管理計画の原案となる上里町公共施設アセットマネジメント実施計画原案を作成いたしました。

平成28年度の上里町公共施設等総合管理計画策定後は、平成29年度に各公共施設の実態を把握し、施設の再配置及び維持保全の基礎資料とすることを目的とした上里町公共施設劣化調査を実施、平成30年度には上里町公共施設再配置・維持保全計画策定に向けた公共施設の今後のあり方と再配置に関する町民アンケートを実施するなど、総合管理計画及び再配置・維持保全

計画の策定に向けた検討・協議を重ねてまいりました。

今後につきましては、限られた財源で効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供することが、公共施設等の管理者に課せられた重要な政策課題でございます。上里町の公共施設の将来あるべき姿の実現に向け、また、未来の世代へ安心・安全な公共施設を引き継いでいくためにも、引き続き住民・地域の声に耳を傾けながら、着実に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、②町の計画、第1次計画期間（2020年度から2029年度）についてにお答え申し上げます。

町では、令和元年度に策定した上里町公共施設再配置・維持保全計画において、建物の劣化状況や所管課の当面の事業見通し、再配置方針の考え方を踏まえ、施設整備の優先順位を検討の上、第1次計画期間内である2020年度から2029年度までの10年間における施設別の事業計画を示しております。

事業計画の中において、保健センター、老人福祉センターかみさと荘、福祉町民センターの3施設については、2021年度から2023年度（令和3年度から令和5年度）を計画期間として、3館複合化による建て替えを行うことと明記しております。

この3施設の複合化・建て替えは、2029年度（令和11年度）までを計画期間とする個別施設計画の施設対策事業において、唯一の施設更新（建て替え）事業であり、更新に際して保有施設総量の適正化と集約を行うことで施設更新と維持管理に係るコストを縮減しつつ、これまでそれぞれの施設が担っていた役割と機能の維持・向上を目指します。

これまでの動きといたしましては、令和2年度に整備計画の具体化に向け、庁内プロジェクトチームを設置し、既存施設の課題の洗い出しや施設機能・規模の概要等について検討を行いました。

また、令和2年度から3年度にかけてコンサル事業者へ委託し、3館複合施設の基本構想づくりと民間起業等へのサウンディング調査を含めた民間活力導入可能性調査を実施しております。

今後につきましては、これまで協議検討してきた結果等を基に、基本構想・基本計画の策定、基本設計、事業者選定等を経て、設計施工を実施し、2024年度（令和6年度）の運営開始を目指して進めていく予定であります。

人口減少、高齢化に対応した持続可能なまちづくりを行う上でも重要な事業であり、新しい施設がより多くの住民の皆様の健康と福祉の増進に寄与できる施設となりますよう、2023年度中の施設整備を目標に進めてまいりたいと考えておりますので、御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、③町の義務として安全性を優先して町民に提供しているかについてお答え申し上げます。

上里町公共施設再配置・維持保全計画の目的は、保有施設を維持・再配置し、予算規模に応じた費用の平準化、優先度の設定等を行うことで、着実な事業実施を図ることを目的としております。

優先度の設定においては、経過年数、耐震性、劣化評価を基に順位づけを行い、公民館では中央、長幡、賀美、七本木の4館を事業対象としております。

一方、町の施設は、御存じのとおり、公民館以外に文化、スポーツ、保健福祉、児童館、小中学校、住宅など多くの用途がございます。

町といたしましては、全て重要な施設であり、これらを計画的に維持保全していくことが、今を生きる我々のみならず、将来世代へ受け継いでいくことにつながるものと認識しております。

その上で、議員御指摘のとおり、安全性の確保は重要であります。限られた予算の中で、耐震化など全てに対応することは困難であります。令和2年度に公共施設点検マニュアルを作成し、これまでの事後保全から予防保全に切り替え、施設ごとに日頃から点検を行うことで適正な維持管理に努め、施設の安全確保と長寿命化を図ってまいります。

なお、長幡公民館につきましては、令和3年9月から、雨漏りを原因とする老朽化により、やむを得ず施設利用の停止をさせていただきこととなり、複合化まで機能維持ができなかったことは大変申し訳なく思っております。そのため、長幡地区に少しでも早く公民館機能を回復するべく、長幡児童館との複合化計画を1年前倒しとすることといたしました。

また、定期利用団体の皆様についてであります。御利用いただくには危険と判断し、利用停止を決定後、速やかに各団体代表の方へ、地区公民館長よりお電話にてお知らせいたしました。その後、中央公民館長からもお電話で説明をさせていただいております。

定期利用団体への説明会ですが、今後の利用について関係各課と調整が整い、11月30日に実施いたしました。

今年度の施設利用につきましても、活動を継続できるよう代替施設案を提示させていただきました。利用者の皆様には大変御不便をおかけいたしますが、今後も生涯学習の火を消すことのないよう、施設の運営に努めてまいりますので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3、公務員制度についてですが、①会計年度任用職員についてと②正規職員と会計年度任用職員との格差については関連がございますので、併せてお答え申し上げます。

令和2年度から始まった会計年度任用職員の制度は2年目となり、採用から勤務まで、軌道

に乗ってまいりました。

特に御心配いただいているのは、会計年度任用職員がこれまでの臨時職員と比較すれば処遇改善されるものの、一方ではサービスの厳格化が行われ、さらに次年度において再度任用されるかどうか分からない状態で、どこまで仕事を任せられるのかという点かと思えます。

会計年度任用職員は単年度での任用となりますので、その点を考慮した上で仕事の分担を行っております。したがって、リーダー的な立場よりも、指示を受けて作業するという役割分担になりますが、一職員として議論に加わっていただくことや、住民対応も積極的に行っていると考えております。

令和3年度の雇用人数ですが、正職員189人と比較し、会計年度任用職員数は累計で町部局89人、教育部局64人の、合わせて153人となります。

会計年度任用職員の年度当初の募集人数は、令和3年度122人、4年度138人で、16人増えておりますが、本年度途中で新たな行政需要により追加募集した人員についても、来年度は当初から募集することによる増が含まれております。

自治体業務の主たる部分は、あくまでも正職員で対応するものと考えております。正職員の雇用についても、年々増やしておりますが、それでもマンパワー不足は生じており、それを補う目的で会計年度任用職員を雇用しています。

今後とも、正職員と会計年度任用職員の役割分担、人数的なバランスにも配慮しながら、効果的な人員配置を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 先ほどの質問の中で、訂正させていただきたいと思うんですが、昼のニュースで「三重県御坊市」と言っちゃったかもしれないんですけども、これ「和歌山県御坊市」に訂正させていただきます。よろしくお願いします。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、空き家対策のところ、これは最初の質問の繰り返しになるかもしれませんが、やっぱり空き家を保持している住民に対してのアナウンスですか、これが当初から、例えばホームページ、それから広報などなんですけど、それからチラシという手段もあるんですけども、さほど何というのかな、空き家を保有している方に対しての手續の煩わしさとか、登録ですよ、そういうものの、もっと簡単な方法でこういうものができないかというところが、ちょっと尻込みするような要因になっているのかなというふうに思うんですよ。

ですから、その辺をどういうふうにアナウンス、要するにホームページの内容をもう少し変

えてみたり、チラシ等もそうですよね。内容をもっと工夫して、皆さんで工夫してやってみたらどうかというふうに思うんですけども、今後、そういうふうな、内容を更新してやるつもりはあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

空き家バンクについては、7市町が共同でやっているわけなので、上里町だけのあれはあれなので、なかなか単独でやるというのは難しいというところなので、広報とかも、そういったチラシを含めた広報活動は町独自でもできると思いますので、そういったところをしっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） じゃあ、伺いますけれども、県北空き家バンクですね、年間にどの程度会合というか、打合せ会ですか。そこで、やっぱりお互いの意見を出し合って、こういうところは改善したらどうだ、データのこんな程度なんだから、こういうところをもう少し改善したらどうだって、そういう打合せみたいな会は年間何回やっているのか。それから、過去、これは制度が始まってから今日までに、何回そういった打合せをやっているのか、お伺いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の質問にお答え申し上げます。

埼玉県北部地域地方創生推進協議会では、新型コロナウイルスの感染の拡大で、昨年度は1回、今年度はまだ開催されておられません。協議会事務局である熊谷市で確認したところ、年度内に開催を予定しているとのことでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 分かりました。

次に、空き家ハウスクリーニング事業なんですけど、これについては、空き家といっても、ランクつければ1から10までであると思うんですけども、クリーニングの対象になる空き家、それとあと、空き家だけをクリーニングしても、やっぱり敷地等が雑草、それも含まれるのかど

うかですね。要するに、私が理解するのは、ハウスクリーニングというのは、空き家を修理と
いうか、住めるようにするというふうな認識でいます。それは、戸建てが多いわけでしょうから、
そういったものに対して敷地等の整備とかが当然付加事業としてあるわけですね。そう
いうことについてはどういうふうに考えているのか、伺います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

ハウスクリーニングについてでございますが、あくまでもハウスクリーニングの対象の物件
というのは、登録された埼玉県北部地域空き家バンクに登録された空き家の所有者に対するも
ので、こういうチラシもありまして、最大10万円補助しますよと、そういう案内が出ておりま
す。そういった活用があるかと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 次に、空き家の実態調査（アンケート）についてなんですが、委託料
がこれだけの経費を使って、256万円ほどの経費を使って実施しているわけですけれども、先
日、ちょっとお聞きしたところによると、本町に約375戸の空き家というのがあるんですが、
これはあくまでも目視の数字で、完全に空き家なのは100件程度というふうに聞いているんで
すよね。

そうすると、ほかの約275は、何らかの形で、住居はしていないのかもしれないけれども、
水道の停水なんかはされているのも空き家にカウントされるみたいですが、そうすると、
実態調査して、先ほど言ったように13問のアンケートの設問だったんですが、アンケート調査
は、要するに実態が100件程度ということは、100件程度しかアンケートを実施していなかった
のか、それとも約375戸に対してアンケートを要請したのか、その辺について伺います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほどアンケートについての御質問で、対象が379件ありましたが、アンケート発送数とし
ては331通ということでございます。回答をいただいたのが198ということでございます。回答
率として63.1%ということでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 分かりました。

それで、アンケート用紙が、御協力のお願いというのあるんですけども、これ読んでみたんですが、内容はいいとしてですね。何が言いたいかという、これだけの経費かけて、先ほど町長の答弁だと、相談会とかそういった研究会に活用したいと言うんですけども、具体的に、こういった空き家バンクなんかを利用できないような保有者は、どういう手段で皆さん集めて相談会を開催したり、研究したりということができるとか、具体的に1つの例を挙げてちょっと説明していただけるとありがたいんですが、お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

空き家実態調査、アンケート調査をした結果で、アンケートの結果から見えてくるのが当然あるわけですが、空き家に対する総合相談窓口を求める意見もありましたことから、相談会の開催について調査研究を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 次に移ります。

2番の公共施設です。

町では、上里町公共施設等総合管理計画を策定して、最終的には人口減少や少子高齢化の観点から、延べ床面積を20%削減というふうな方針を立てていると思います。それは、当然そういうふうな考えは私も同感なんです、それにしても20%を削減するということは、規模を縮小する、単純に延べ床面積が20%削減だから、規模は小さくなるというふうに単純に思っちゃうんですけども、ただ、施設によっては、何というのかな、総合的に考えればそれで、20%削減はいいんですけども、物によってはそういった、今ある施設と同じ規模の延べ床面積で更新しなきゃならないものも出てくると思うんですよ。

その辺を、要するに目先をちゃんと考慮してやっていきたいと思うんですが、特に先ほど言った3施設の機能を複合化する、仮称ですけども保健福祉施設なんですけれども、こういうものについては、やはり延べ床面積はこの3つの、要するに保健センター、老人福祉センター、それに福祉町民センターを1つにするということはいいんですけども、それなりの床面積がないとこれは機能しなくなっちゃうと思うんですね。一旦つくっちゃったものを、小さかったからといってまた工事のやり直しなんていうことのないような考えを、ちゃんと設計していっ

ていただきたいなというふうに思います。

それで、このことについて、これ6月でしたっけ、同僚議員からもこのような質問が出ています。ですから、何というのかな。見えないのが、10年計画の期間内で、ここに保健センター、老人福祉センターかみさと荘、それから町民福祉センターを、2021年から2023年、先ほど町長答弁してくれましたけれども、ここで集約、複合化・建て替えるというふうになっています。それで、肝腎なのは何かというと、先ほど一度目の質問でしたように、2021年というのはもうスタートしているんですよね。だけれども、どこにもお示しされていない。業務委託さえかけていないのかなと思うんですよ。というのは、予算も通っていないですよ、これね。

要するに、事を起こすには物の順序というのがあって、先ほど同僚議員のほかの質問にもそういうようなニュアンスのことがあったんですけども、やはり順序立てて物事を進めないと、どこかでまたバックギアに入れなくちゃならないとか、そういうことが発生しかねないと思うんですよ。だから、やはり2021年というのはもうあと少しで終わりですよ。もう終わったのと同様なもんなんですけれども、それなのに議員である私たちにも一切説明なし、予算の要求もない。じゃあ、秘密裏にこれやっているのかというのは、ちょっと納得いかないんですけども。

それでもって、2023年にはもう完成するスケジュールになっていますよね。これはちょっと、町長、いただけないと思うんですけども、もう少し具体的に説明してください。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほども答弁の中で申し上げさせていただいたんですが、令和2年度から3年度にかけてコンサル事業者へ委託し、3館複合施設の基本構想づくりと民間企業等へのサウンディング調査を含めた民間活力導入可能性調査を実施しております。

また、今後につきましては、これまでの協議検討してきた結果等を基に、基本構想・基本計画の策定、基本設計、事業者選定等を経て、設計施工を実施して、2024年度の運営開始を目指しております。そのとおりに進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 分かりました。

それは、そういう今、計画が進んでいるということ、私、ほかの同僚議員も初めて聞いたんじゃないかなと思うんです、ここで。私も初めてなんです。聞いていますか。

〔発言する者あり〕

○7番（齊藤 崇君） じゃあ、いいですよ、私が勉強不足ということで。だけれども、もっとですね、こういった町の事業を、まずまず議会にお示ししていただくのが筋かなと。さっきから、言葉よくないですけども、秘密裏に事を進めるというのは、何かちょっと消化不良を起こしそうですね。その辺を、やっぱり議会と執行部というのは両輪で動いています。だから、その辺を、概略だって、出たときには、こういう方針でと、全協か何かで説明してくれてもいいかなと思うんですよね。もう少し親切心を持っていただきたいなと思うんですけども、今後もよろしくひとつお願いします。

次へいきます。

これも町の計画、第1次計画期間の2020年から2029年、これで一番納得できないのは、先ほども言ったように、いいですか、平成25年に東洋大学に委託かけて、三百何十万かけて白書をつくったんです。そのときに、もう地区館、中央もそうでしょうけれども、それからそのほかの公共施設、保育園もそうですよね。このときでも指摘というか、そういうふうな結果が出ているんですよね。にもかかわらず、いいですか、25年ですよ。26年12月には、保育園2園は即プレハブ、危険だからということですよ、平屋なのに。今考えてみると、保育園って平屋だよな。そういう意味では、毎日、園児が通って、多くの園児がそこで保育されているわけだから、そういう観点から優先したのかなという気がしてなりません。

そこへいくと、我々高齢者が主に利用する公民館、これを後回しっていうか、まあ後回しだよな、今になってまだやっていないんだから。だから、そういうふうな考え方というのはおかしいと思うんですよ。同じね、保育園、園児には保護者がいます。保護者もちゃんと納税しています。先ほどの午前中の同僚議員が言ったように、納税しています。高齢者もちゃんと納税しています。同じ命を持った人間です。なのに、何でここへ来て10年計画の中に織り込んでくるのか。その辺について、もう一度答弁をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

町としましては、優先度の設定においては、経過年数、耐震性、劣化評価を基に順位づけを行っておりますので、別に公平性というよりも、そういった優先度に基づいて、公民館では中央、長幡、賀美、七本木の4館を事業対象としております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君）　じゃあ、違う角度からちょっと質問します。

中央公民館は、今年度いっぱい、要するに来年の3月までで機能停止、要するに閉館とするわけですね。それにもかかわらず、2年度の予算、補正だったかな、ちょっとどっちか覚えていないんですけども、床の張り替えを実施しましたよね。160万だったかな、260万だったか、ちょっと金額は定かじゃないんですが、それにその前の年だったかな、エアコンも更新していますよね。これはもう、要するに中央公民館も機能停止するということが明白になっているのにもかかわらず、こういう経費を使って改修工事をやっていますよね。これは何なんですか、説明してください。

○議長（猪岡 壽君）　町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君）　齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

齊藤議員の御指摘の中央公民館の床の張り替え等、ちょっと確認して、後ほど答弁させていただきます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君）　7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君）　そうすると、もう一つは、先ほど午前中の同僚議員の質問にもありましたように、賀美、長幡、七本木、この3館、地区館ですね。やはり、劣化が甚だしいということで、特に長幡公民館については、雨漏りが急激にひどくなり、10月いっぱい閉館となったわけですが、これですね、一度目の質問の中でも多分したと思うんですけども、やっぱり利用団体の人たちがみんな高齢化しているんですよ。高齢化していて、移動が困難。ある人は、やっぱり七本木まで行くのは、民謡の団体ですけども、七本木まではちょっと、運転していくのは難儀だということで欠席している。退団はしていないみたいですけども、そういう声も聞こえてきます。

それで、まず地区公民館の理念というのは、町長も知っていると思うんですけども、地域住民が集い、学習する唯一の場所。これを、地域というのは、例えば地区館というのは賀美であったり、長幡であったり、七本木だったりするわけです。その住民に提供する町の公共施設ということで、安全が第一な施設を提供しなきゃならない、これは義務ですよ、町の。それを、要するに先ほどから言っている、平成25年にこういうことが判明したにもかかわらず、ここまで引き延ばしていると。急激に、特に長幡公民館に関していえば、雨漏りがひどく、天井が落ちて、抜けちゃっていると。これじゃとてもじゃないが安全な施設と言わないので、休館せざるを得ませんというふうな結果になっちゃったんですけども。

いずれにしても、私は、これ関係ないかもしれないですけども、長幡地区の唯一の議員なんです。やはりですね、さっき読んでいて涙が出そうになっちゃったんですよ、気の毒で。みんな高齢化してくる中で、あっちへ行ってください、こっちへ行ってください、人の家の軒下借りるようなことなんです。ちょっと軒下貸してください、雨漏りがひどい、雨が降ってきたので。これじゃ、安心していろんな生涯学習に打ち込むことはできないと思うんですよ。

だから、さっき言ったように、優先順位が云々と言ったけれども、じゃあこの時点で、平成26年12月にプレハブ園舎造ったわけですけども、同じ時期とは言いません、時期は遅れてもいいから、何でそういう考えが起きなかったのか。これ、現町長のときじゃないので、町長を責めているわけじゃないんですけども、やはりその辺は、考え方としておかしいと思うんですよ。

その辺をですね、今後こういうふうなことがないように、是非お願いしたいと思うんですけども、もう一度町長の答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の長幡公民館についての、今年は、私もちょうど7月ですかね、長幡公民館の雨漏りがひどいと、今年はちょっと雨もかなり量も多くて、6、7月で2回ほど現地に、雨の日に行きました。実際、雨漏りしているところも見まして、一部は灯具がぶら下がって、天井が落ちそうだと。そういったことからいって、大変申し訳ございませんが、このままでは利用、維持できないだろうという判断させていただきまして、利用者への周知については皆さんに大変、その周知の仕方も大変申し訳なかったんですが、安全性を考慮して、皆さんに他の地区館へのお願いをしました。

私も実際に、長幡公民館の方が七本木公民館でどうやっているか、実際見に行きました。非常に狭いところで、まさに私とすれば、確かに軒先を借りているような印象にも見えて、大変申し訳ないということで陳謝させていただきました。

その意味も込めまして、11月30日に説明会をさせていただき、児童館への移行をできるだけ早めようと。令和6年、前倒しと言っていますから、もし可能であれば、もう5年度中に利用できるような環境づくりをしていきたいと思っておりますので、今後も利用者の皆さんに対しては、まさに生涯学習の一番のよりどころとする公民館でございますので、そういった活動は是非、生きがいづくりとか健康づくり、そういった自身の活動の目標にもなりますので、引き続き町としてもできる限りの御支援をさせていただいて、新しく児童館の改修を急ぐということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 是非よろしくお願いします。

最後に、公務員制度について質問して、終わりたいと思います。

先ほどの答弁では、正職員は189名、それから会計年度任用職員が合計で153名というふうにいただきました。

2年度からこういうふうな制度が始まったんですが、やはり私が一番危惧しているのは、責任者というか、それなりの。自治体によれば、保育園のクラスを担当させられたりというの間々あるようではございますけれども、やはり格差が、正職員とは格差があるわけですよ、賃金面でも、それから労務厚生部分でもですね。その辺について、やはり押しつけというのかな、要するに同じレベルの仕事を同じようにさせるとするのは、これは私はちょっと違うかなと思うんですよ。

例えば、リーダー的なこととか、そういった責任を任せるようなことのないように、是非その辺だけは、今後もこの制度がどんどん普及してくると思うんですよ。あんまり好ましいことじゃないんですけども、行政の、要するに経費削減のためにこういうことを取り入れているんだと思いますけれども、その辺は適正な任用職員制度を守っていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員の一般質問を終わります。



◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時19分散会